

長期未整備都市計画公園の対処に向けて

～見直しガイドライン～

【参考資料編】

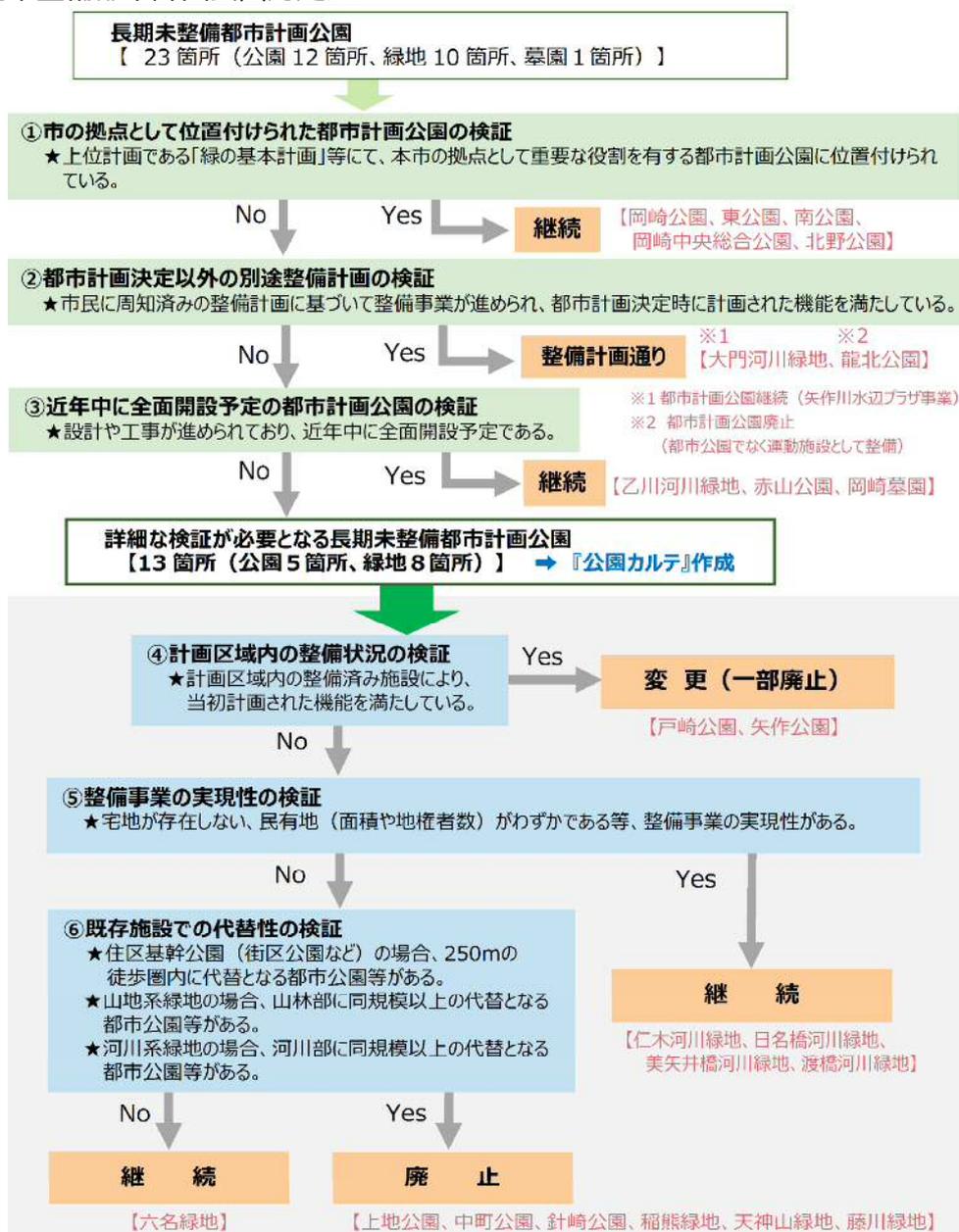
1 長期未整備都市計画公園の対処フロー

(個別長期未整備都市計画公園試案)

本編において、本市の長期未整備都市計画公園の対処に向け、見直しの方針は、以下の対処フローであることが提示された。

この対処フローに従い、長期未整備都市計画公園 23 箇所の内、市の拠点として位置付けられた都市計画公園等を除外し、詳細な検証が必要となる 13 箇所について、所在地の概要、公有地率等を整理した公園カルテを作成し、計画区域内の整備状況、整備事業の実現性等の検証を行った上で、継続、変更（一部廃止）、廃止の候補を設定した場合、一つの試案として、以下の通り継続候補、廃止候補などが示される。各検証の内容と該当都市計画公園の抽出理由等を次頁以降に整理する。

<長期未整備都市計画公園対処フロー>



※上記フローでの各ステップの検証において、慎重な判断が求められるため、地元や、都市計画審議会、専門家などの意見を適宜確認しながら進めるものとする。

2 個別長期未整備都市計画公園の検証

本市の長期未整備都市計画公園として抽出された 23 箇所について、前述の対処フローに基づき、以下のような検証を行うことにより、今後の適切な方針を判断する。

2.1 市の拠点として位置付けられた都市計画公園の検証

23 箇所の長期未整備都市計画公園の内、公園整備に関する上位計画である「岡崎市緑の基本計画」やその他法令により、本市の拠点として重要な役割を有する都市計画公園に位置付けられているものは、将来にわたって本市を代表する公園となるものである。これらの公園については、今後も引き続き、都市計画公園としての位置付けと計画区域を「継続」する方針とする。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の 5 箇所であり、それぞれの都市計画公園が市の拠点として位置付けられていることが示された資料の抜粋を次頁以降にとりまとめる。

| 対象都市計画公園 | 市の拠点としての方針付け及び出典資料等 | 資料番号 |
|----------|--|------|
| 岡崎公園 | 市の顔となる代表的な緑 -「岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版」P.45 | ① |
| 東公園 | 自然とのふれあいの拠点的な緑（総合公園） -「岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版」P.52 | |
| 南公園 | レクリエーションの拠点的な緑（総合公園） -「岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版」P.52 | |
| 岡崎中央総合公園 | 県の広域防災拠点かつスポーツの活動拠点 -「岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版」P.52 | |
| 北野公園 | 文化財保護法による国指定史跡「北野廃寺跡」 -国指定の日本の歴史上重要な文化財であり、文化財を保護しその活用を図るための拠点となる歴史公園としての整備推進 | ② |

資料①- 「岡崎市緑の基本計画 2011 改訂版」より抜粋

P45

① 岡崎市の顔となる代表的な緑

a. 岡崎公園・岡崎城跡

岡崎公園は、明治 6 年に公園制度が布かれたことを受け、明治 8 年に愛知県で 2 番目の公園として誕生しました。第 2 次世界大戦中の空襲により多くの施設が失われたものの、戦後、戦災復興都市計画事業*の施行において、伊賀川河川敷が公園として占用を受けたことにより、面積 16.5ha 余りの大公園となり、昭和 34 年には岡崎城の天守閣などが復元されました。

岡崎公園は日本の都市公園*100 選、日本の桜の名所 100 選、歴史公園 100 選に選出され、本市のみならず愛知県を代表する公園となっています。

また、市では岡崎城跡が持つ歴史的・文化的価値を更に高めていくため、平成 15 年に史跡岡崎城跡整備基本構想を策定、平成 16 年には史跡岡崎城跡整備基本計画*を策定しています。



大正時代の岡崎公園

資料：「ふるさとの思い出 写真集 岡崎」



現在の岡崎公園

P52

⑤ 東公園、南公園など拠点的な緑

a. 東公園

東公園は、昭和 37 年に開設した面積約 26ha の自然と文化をテーマにした総合公園*です。園内には動物園のほか、本市ゆかりの著名人の記念碑などを配しています。

市街地直近の貴重な緑地であり、動物園や花菖蒲園、秋の紅葉など、子どもから大人まで四季折々に楽しむことのできる公園となっています。



東公園(浮御堂)

b. 南公園

南公園は、昭和 37 年に開設した面積約 15ha の総合公園です。園内は池を中心に遊園地、プール、テニスコート、交通広場など遊戯施設を中心とした家族レクリエーション型の公園となっています。

遊園地には、サイクルモノレールや観覧車などの親子そろって楽しめる乗り物があります。また、交通広場には、信号機などを配置したコースでゴーカートに乗りながら楽しく交通知識が学べるようになっており、交通安全教育の場としても多くの人に親しまれています。



南公園(観覧車)

c. 岡崎中央総合公園

岡崎中央総合公園は、平成 3 年に開設した面積約 107ha を有する、県内唯一の市営の広域公園*で、県における広域防災活動拠点として位置づけられています。

園内は、野球やテニスをはじめとして、弓道・アーチェリー・相撲などの専用の競技施設、美術博物館石の野外ミュージアム恩賜苑などの文化施設もあり、市外からも多くの人々が利用する公園となっています。



岡崎中央総合公園(恩賜池と美術博物館)

資料②- 文化財ナビ愛知（愛知県ホームページ）等より抜粋

<概要> 北野廃寺跡(きたのはいじあと)

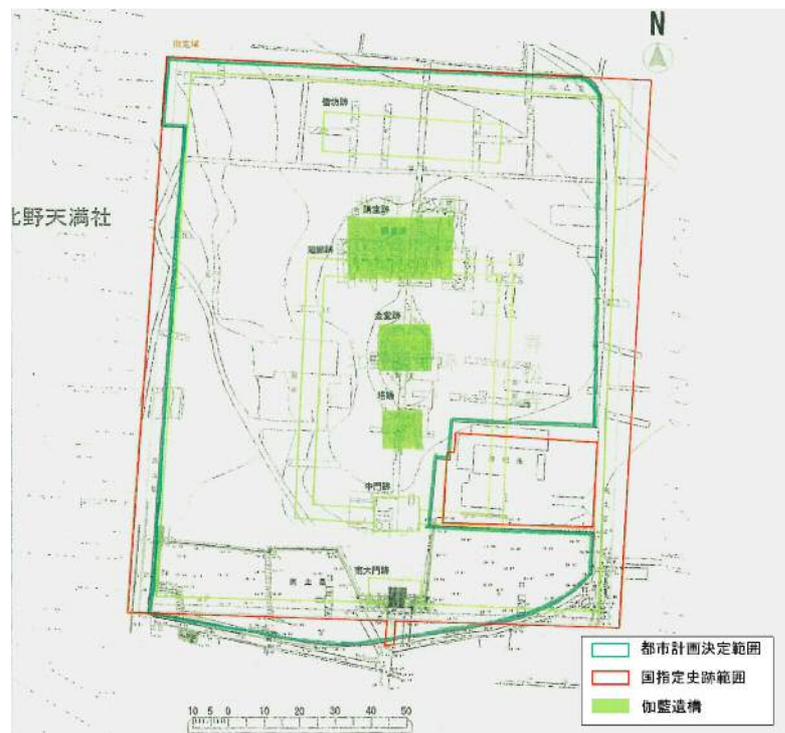
| | |
|---------|-------------------|
| 分類 | 国指定 |
| 種別 | 史跡 |
| 所在地 | 岡崎市北野町字郷裏40番地外69筆 |
| 所有者等 | 岡崎市 |
| 指定(登録)年 | 昭和4年(1929) |
| 時代 | 飛鳥後期 |



北野廃寺跡

塔跡、金堂跡、講堂跡と推定されるところに心礎、礎石が残存していることから昭和4年に指定された史跡であるが、昭和39年愛知県教育委員会による第1次、第2次の発掘調査の結果、指定地域外で回廊、僧坊の跡や寺域を示す土塁も検出されたので、指定範囲の追加が昭和41年3月3日に行われた。伽藍配置は南大門、中門、塔、金堂、講堂が一直線に並びいわゆる四天王寺式で、単弁六葉蓮華文軒丸瓦、重弧文軒平瓦が創建当時のものと推定され、飛鳥時代後期に属する寺院跡で三河地方では最古に属する寺院の一つといわれている。史跡整備のため昭和52年(1977)に第3次の発掘調査が岡崎市教育委員会によって行われ、保存整備事業が軌道にのり、段階的に史跡公園化が進められていった。平成3年(1991)には整備事業報告書が刊行された。また史跡公園としての公有化を進める中で、史跡指定範囲の変更を検討する調査が必要となり第4次が平成10年(2002)、第5次が平成14年(2006)と小規模な発掘調査が行われた。その結果当初伽藍の周囲は土塁と考えられていたが、掘立柱状のピットの検出により板塀が構築されていたことが判明した。なお、出土品には、瓦類のほか、小土塔、埴仏、磬形垂飾、鉄釘、須恵器、施釉陶器等がある。

<各種範囲位置図>



2.2 都市計画決定以外の別途整備計画の検証

前述の市の拠点として位置付けられたもの以外の長期未整備都市計画公園の内、市民に周知済みの別途整備計画に基づき、都市計画決定の趣旨を満たす整備を進めているものについては、都市計画決定時に計画された機能を満たしているうえ、市民からの理解も得られていると考え、引き続き「整備計画通りに事業を推進」する。

別途整備計画の内容が都市公園の整備の場合は都市計画公園としての位置付けと計画区域を「継続」とし、都市公園に準じる施設の整備の場合は都市計画公園としての位置付けと計画区域を「廃止」の方針とする。また、都市公園と都市公園に準じる施設の両方を整備する計画の場合は、都市計画公園としての位置付けを継続するが、計画区域を「変更」（一部廃止）する方針とする。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の2箇所であり、都市計画決定以外の整備計画の内容を次頁以降にとりまとめる。

| 対象都市計画公園 | 都市計画決定以外の整備計画の内容 | 資料番号 |
|----------|--|------|
| 大門河川緑地 | 「矢作川水辺プラザ事業」（平成 17 年 3 月）」に基づき都市公園の整備を進行中（都市計画公園としての位置付けと計画区域を「 <u>継続</u> 」） | ③ |
| 龍北公園 | 「（仮称）龍北総合運動場整備基本計画（平成 29 年 3 月）」に基づき都市公園に準じる施設の整備を進行中（※） | ④ |

※龍北公園は、昭和 39 年に運動公園（28.9ha）として都市計画決定され、区域の一部（約 20ha）において愛知県が陸上競技場や野球場、テニスコートなどの整備を行い、昭和 43 年に「愛知県岡崎総合運動場」として開設された。

平成 27 年に近年の社会情勢の変化などから、県と市の協議により、「愛知県岡崎総合運動場」を市へ移管し、再整備することを決定した。平成 29 年に策定・公表された「（仮称）龍北総合運動場整備基本計画」に基づいて、今後は市の運動施設として再整備が進められる。この計画は、都市計画決定時に計画された整備内容・機能を有する施設の整備となっているが、こども広場や児童遊園、水とみどりの森の駅などと同様に都市公園に準じる施設の整備となるため、都市計画公園としての位置付けと計画区域を全域「廃止」とする方針である。

<計画の概要>

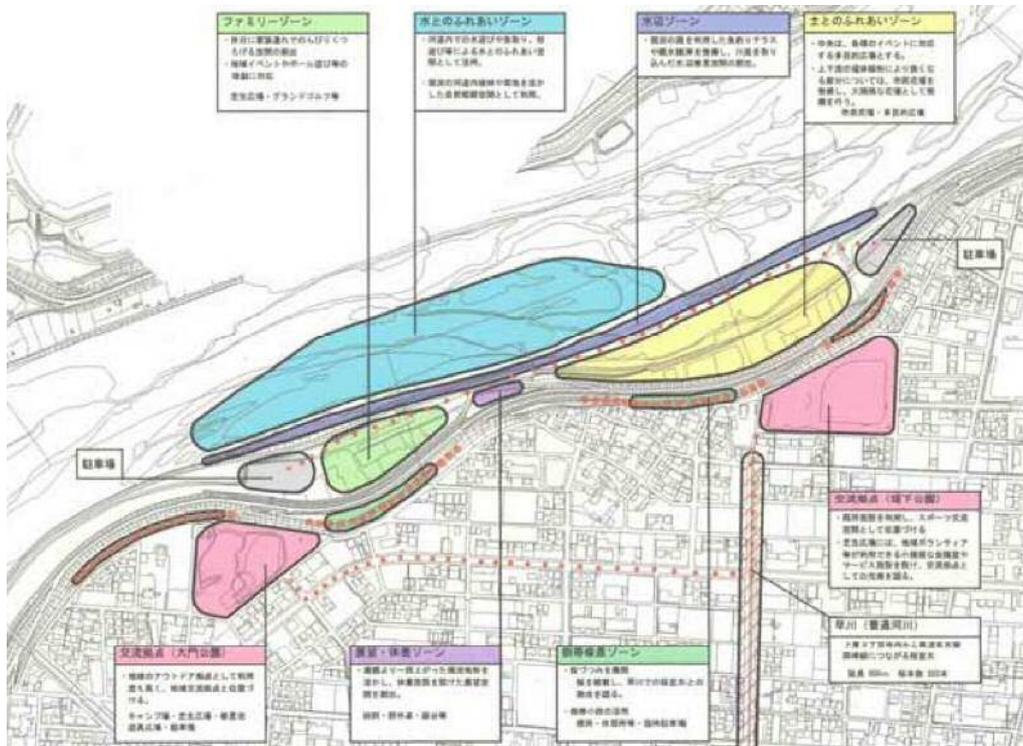
「水辺プラザ整備と河川改修で、ソフトボールやグランドゴルフなどスポーツやレクリエーションを楽しめる広場等を市民協働参画により計画していきます。」

国土交通省豊橋河川事務所と岡崎市は、これまで「地域と連携した川づくり事業」の計画を進めてきましたが、このたび、岡崎市の『矢作川水辺プラザ』（愛知県岡崎市大門地区）の計画が、平成 17 年 3 月 31 日に国土交通省により登録されました。

この登録と連携して、国土交通省が『矢作川（大門地区）河川改修事業』を行い、岡崎市が広場を河川公園として整備し“にぎわいのある水辺の創造”を目指します。

今後の河川公園計画づくりには、地元の皆様の参加により、事業を進めていきます。

<整備全体計画図>



<第 1 期工事整備イメージ図>

大門河川緑地整備事業 第 1 期工事



資料④- (仮称) 龍北総合運動場整備基本計画

(平成 29 年 3 月 岡崎市市民生活部市民スポーツ課) より抜粋

<計画の目的>

愛知県岡崎総合運動場は、県営の運動場として長く市内外の人々に親しまれてきましたが、愛知県にて平成 23 年 12 月に策定された「行革大綱に係る重点改革プログラム」に基づき検討が進められた結果、平成 27 年 4 月に地元である本市に移管することで基本的な合意に達し、

(仮称) 龍北総合運動場 (以下「本運動場」という。) として平成 32 年の供用開始を予定しています。また、平成 28 年現在で設置後 48 年が経過し、屋外プールなど一部の施設では老朽化が懸念されているものの、愛知県岡崎総合運動場は年間 12 万人が利用する本市にとって重要なスポーツ施設であり、その活用方法については十分な検討が必要となります。

(仮称) 龍北総合運動場整備基本計画 (以下「本計画」という。) は、市民の利便性を始めとした活用方法を整理し、再整備に向けた計画の策定を行うものです。

<整備基本計画平面図>



2.3 近年中に全面開設予定の都市計画公園の検証

長期未整備都市計画公園の内、既に設計や工事が進められており、近年中に全面開設予定であるものについては、今後も引き続き都市計画公園としての位置付けと計画区域を「継続」する方針とする。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の3箇所であり、それぞれの理由を以下にとりまとめる。

| 対象都市計画公園 | 既整備計画の進捗状況 | 資料番号 |
|----------|-------------------------------|------|
| 乙川河川緑地 | 乙川リバーフロント地区を中心として、設計や整備を進めている | ⑤ |
| 赤山公園 | 整備は概ね完了し、境界部について調整中 | ⑥ |
| 岡崎墓園 | 必要基数を整備しながら、順次供用開始 | ⑦ |

資料⑤-乙川リバーフロント地区整備（岡崎市ホームページ）より抜粋

<計画概要>

コンパクトシティの主旨のもと、良好な環境を持つ乙川の水辺空間を整備し、歩行空間や自転車利用環境を整えるとともに、民間施設を地区内に誘導するものであり、公民が緊密に連携し、ハード・ソフト両面の施策を総合的に展開することで、中心市街地の活性化を図り、さらに、将来の岡崎市の人口構造を踏まえた、適正なまちづくりの拠点を形成し、観光産業都市の創造を図ることとしています。

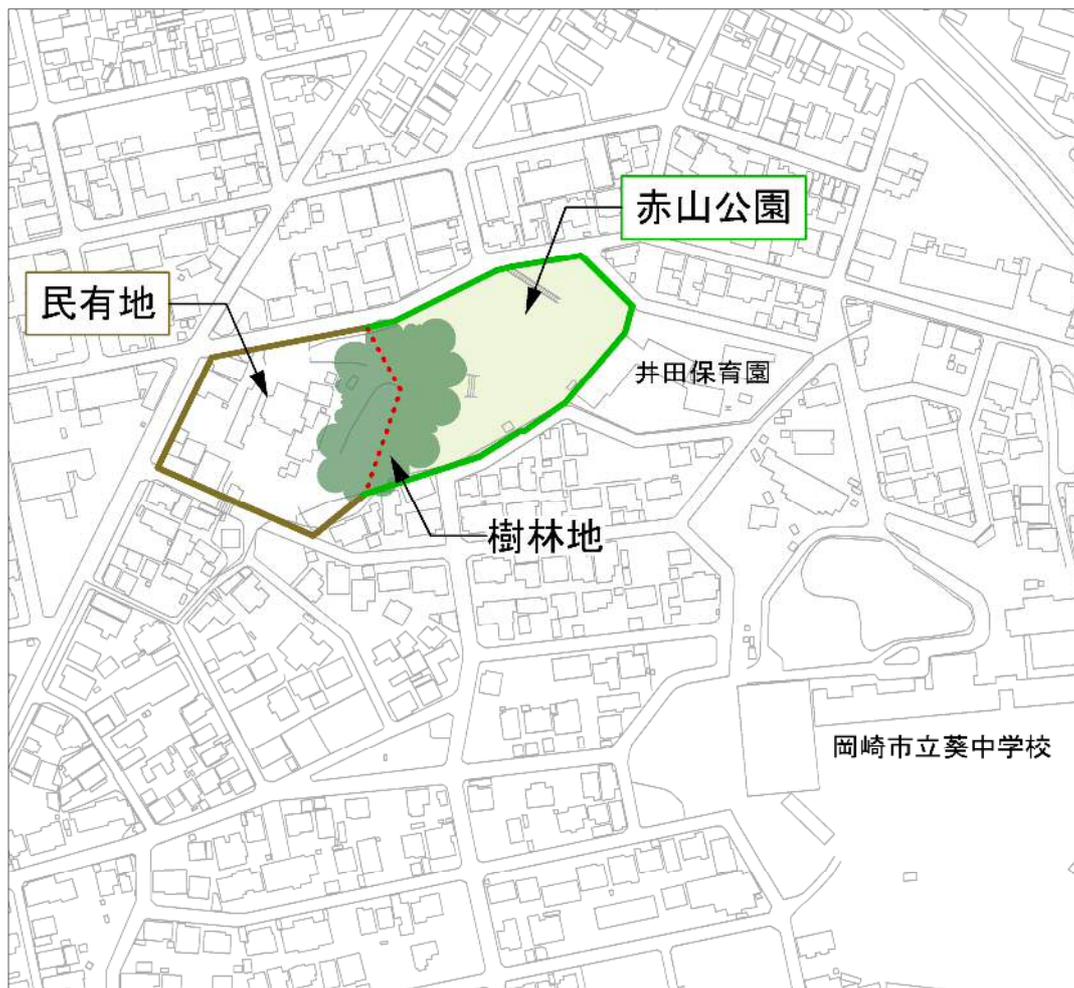
<計画図>



資料⑥-赤山公園整備状況

下図に示すとおり、公園としては概ね整備済みであるが、隣接する民有地との境界付近が樹林地であり、区域境界（赤破線）について調整中であるため、境界付近が一部未開設となっている。（平成 29 年 9 月現在）

<参考図>



資料⑦-岡崎墓園都市計画変更資料より抜粋

<墓園概要>

岡崎墓園は、岡崎市における都市計画墓園であり、昭和 45 年に都市計画決定を行い、昭和 50 年から供用が始まっている。市の中心市街地から東へ約 5 km の位置にあり、周辺は緑に囲まれた自然豊富な環境にある。市のレクリエーション、スポーツ、文化の拠点である岡崎中央総合公園も近隣した位置にある。

園内は、通路も広くゆったりとした区画レイアウトをされており、心安らぐ墓地公園となっており、墓地のほか、広場などの施設も設けられている。

これまで墓地の需要に合わせて整備が進められており、また、都市計画決定されている墓園区域と都市計画区域外の墓園区域があり、墓園としては一体で管理されてきたが、平成 29 年度に都市計画変更を行い、全域を都市計画区域として変更する予定である。

<計画図>

3.6 都市計画墓園の計画変更

岡崎墓園 都市計画変更図

変更理由：都市計画墓園として全園の一体管理のため、H区画エリアを都市計画墓園区域に編入する。



以降の検証については、長期未整備都市計画公園ごとの詳細な検証が求められるため、ここまで抽出された 10 箇所を除く 13 箇所を対象とし、所在地の概要、公有地率等の現状を整理した「公園カルテ」を作成し、各検証を行った上で今後の方針を判断する。

2.4 計画区域内の整備状況の検証

「公園カルテ」を作成した 13 箇所の長期未整備都市計画公園の内、全面供用には至っていないが、計画区域内の整備済み施設により、当初計画された機能を満たしているものについては、今後残りの区域の整備を行わなくても、当初計画していた通りの公園利用が可能であると判断されるため、都市計画公園としての位置付けを継続するが、計画区域を「変更」（一部廃止）する方針とする。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の 2 箇所であり、それぞれの理由を下記の表にまとめる。

（詳細は、「公園カルテ」参照）

| 対象都市計画公園 | 開設率及び整備状況 | 公園カルテ頁 |
|----------|---------------------------------------|--------|
| 戸崎公園 | 開設率は 96% であり、計画された公園施設等は整備済み（一部廃止を検討） | P カ-1 |
| 矢作公園 | 開設率は 95% であり、計画された公園施設等は整備済み（一部廃止を検討） | P カ-7 |

2.5 整備事業の実現性の検証

今までの検証で抽出された箇所を除く 11 箇所の長期未整備都市計画公園の内、設計や工事が進んでいない状況であるが、計画区域内に宅地が存在しない、民有地（面積や地権者数）がわずかである等、整備事業の実現性があると判断できるため、今後も引き続き都市計画公園としての位置付けと計画区域を「継続」する方針とする。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の 4 箇所であり、それぞれの理由を下記の表にまとめる。

（詳細は、「公園カルテ」参照）

| 対象都市計画公園 | 公有地率及び私権制限の状況 | 公園カルテ頁 |
|----------|----------------------------|--------|
| 仁木河川緑地 | 公有地率は 98.9% であり、民有地はわずかである | P カ-13 |
| 日名橋河川緑地 | 公有地率は 99.9% であり、民有地はわずかである | P カ-21 |
| 美矢井橋河川緑地 | 公有地率は 99.9% であり、民有地はわずかである | P カ-28 |
| 渡橋河川緑地 | 公有地率は 100% であり、私権制限がない | P カ-35 |

2.6 既存施設での代替性の検証

今までの検証で抽出された箇所を除く7箇所の長期未整備都市計画公園の内、他の都市公園や子ども広場、児童遊園、学区運動広場など、該当公園と同等もしくはそれに準じる機能を有した代替施設が存在するかを検証し、存在するものについては都市計画公園としての位置付けと計画区域を「廃止」、存在しないものについては今後も引き続き都市計画公園としての位置付けと計画区域を「継続」する方針とする。

ただし、この検証にて「継続」と判断された都市計画公園については、整備事業の実現性がなく、代替施設も存在しないものが対象となるため、該当する都市計画公園の新たな代替地を探すことや、代替となる都市公園等を整備するなどの対応も考えられる。

なお、代替性があるとする都市公園等の判断基準としては、都市計画公園の種類によって以下に示す3タイプのいずれかに該当するものとする。

- ・住区基幹公園（街区公園など）の場合、250mの徒歩圏内に代替となる都市公園等がある。
- ・山地系緑地の場合、山林部に同規模以上の代替となる都市公園等がある。
- ・河川系緑地の場合、河川部に同規模以上の代替となる都市公園等がある。

上記内容に該当する都市計画公園は以下の7箇所であり、それぞれの廃止及び継続の理由を次頁以降にとりまとめる。

【代替となる都市公園等が存在する】 ⇒「廃止」

| 対象都市計画公園 | 代替となる既存の都市公園等 | 公園カルテ頁 ・資料番号 | |
|----------|--|-----------------|--------------------|
| 上地公園 | 市街化区域内の街区公園であり、願成寺境内子ども広場が250mの徒歩圏内にある | Pカ-42 | |
| 中町公園 | 市街化区域内の街区公園であり、中町児童遊園が250mの徒歩圏内にある | Pカ-48 | |
| 針崎公園 | 市街化区域内の街区公園であり、フロ子ども広場が250mの徒歩圏内にある | Pカ-55 | |
| 稲熊緑地 | 山地系緑地であり、都市緑地に準じる施設が市内の都市計画区域内に整備済みである | Pカ-61 | ⑧ (緑地量の計 算式) |
| 天神山緑地 | 山地系緑地であり、都市緑地に準じる施設が市内の都市計画区域内に整備済みである | Pカ-67 | |
| 藤川緑地 | 山地系緑地であり、都市緑地に準じる施設が市内の都市計画区域内に整備済みである | Pカ-73 | |

【代替となる都市公園等が存在しない】 ⇒「継続」

| 対象都市計画公園 | 代替となる既存の都市公園等 | 公園カルテ頁 |
|----------|-------------------------------------|--------|
| 六名緑地 | 河川系緑地であり、現在、河川部に代替となる既存の都市公園等は存在しない | Pカ-79 |

※計画を「継続」するにあたっては、現況を踏まえた上で、代替となる新たな都市公園の整備等も含めた検討を進めることとする。

資料⑧-緑地量の計算式

○都市計画決定が廃止される緑地面積

・天神山緑地 46.4ha ・藤川緑地 83.8ha ・稲熊緑地 30.9ha
合計 161.1ha

○上記の内、廃止した場合にも担保性のある緑地面積

・天神山緑地

風致地区面積 第2種 42.4ha 第3種 4.0ha

保安林面積 29.13ha (第2種風致地区と重複) の指定あり

→西部 天神山緑地かつ第3種風致地区である面積 (4.0ha) の30% 1.2ha

東側 緑地内の保安林面積 29.13ha (> 風致による緑地の担保 42.4ha×40%
 16.96ha)

・藤川緑地

風致地区面積 第2種 78.1ha (藤川緑地の一部)

保安林面積 12.26ha (第2種風致地区と重複) の指定あり

→藤川緑地かつ第2種風致地区である面積 (78.1ha) の40% 31.24ha (> 保安林による緑地の担保 12.26ha)

・稲熊緑地

担保性なし 0ha

上記より 1.2 + 29.13 + 31.24 = 合計 61.57ha

○公園緑地課以外の市の事業による代替となる緑地面積

・北山湿地 (自然環境保護区) 26.60ha

・おかざき自然体験の森 (森の駅) 89.00ha

・わん Park (森の駅) 4.60ha

合計 120.20ha

161.1ha < 61.57+120.20=181.77ha よって、都市計画決定を廃止した場合でも緑地面積は維持される。

2.7 詳細な検証が必要となる長期未整備都市計画公園一覧表

長期未整備都市計画公園ごとの詳細な検証が求められるものについて、以下の一覧表にまとめる。

| カルテ番号 | 公園名 | 種別 | 区域区分(用途地域) | 立地 | 計画面積 | | | 開設面積 | | | 土地所有者 | | | 検証項目 | | | 事後対応案 |
|-------|-------|----|---------------------|-----|------------|----------|--------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------------|----------|----------|-------------------------|------|-------|
| | | | | | 計画決定面積(ha) | 開設面積(ha) | 開設率(%) | 水面・のり面を 除く開設率(%) | 区内の 公共施設率 (%) | 公有地率 (%) | 私有地率 (%) | ④ 計画機能 (達成) | ⑤ 実現性 | ⑥ 代替性 | | | |
| 1 | 戸崎公園 | 近隣 | 市街化区域(第一種低層住居専用地域) | 住宅地 | 2.7 | 2.60 | 96% | - | - | 97% | 3% | ○ | | | | 一部廃止 | |
| 2 | 矢作公園 | 地区 | 市街化区域(第一種住居地域) | 住宅地 | 3.7 | 3.50 | 95% | - | - | 100% | 0% | ○ | | | | 一部廃止 | |
| 3 | 仁木 | 緑地 | 市街化調整区域 | 河川 | 25.6 | 0.00 | 0% | 0% | 4% | 98.9% | 1.1% | ○ | | | | 継続 | |
| 4 | 日名橋 | 緑地 | 市街化調整区域 | 河川 | 42.1 | 2.14 | 5% | 28% | - | 99.9% | 0.1% | ○ | | | | 継続 | |
| 5 | 美矢井橋 | 緑地 | 市街化調整区域 | 河川 | 59.9 | 17.77 | 30% | 94% | - | 99.9% | 0.1% | ○ | | | | 継続 | |
| 6 | 渡橋 | 緑地 | 市街化調整区域 | 河川 | 36.2 | 6.99 | 19% | 90% | - | 100% | 0% | ○ | | | | 継続 | |
| 7 | 上地公園 | 街区 | 市街化区域(第一種住居地域) | 住宅地 | 0.59 | 0.00 | 0% | - | - | 0% | 100% | - | ○ | | 原成寺境内ことも広場 | 廃止 | |
| 8 | 中町公園 | 街区 | 市街化区域(第一種中高層住居専用地域) | 住宅地 | 0.49 | 0.00 | 0% | - | 16% | 27% | 73% | - | ○ | | 中町児童遊園 | 廃止 | |
| 9 | 針崎公園 | 街区 | 市街化区域(第一種住居地域) | 住宅地 | 0.36 | 0.00 | 0% | - | - | 0% | 100% | - | ○ | | フコ子ども広場 | 廃止 | |
| 10 | 稲熊緑地 | 緑地 | 市街化調整区域 | 山地 | 30.9 | 0.00 | 0% | - | - | 2% | 98% | - | ○ | | 自然環境保護区、水とみどり森の駅(山地系緑地) | 廃止 | |
| 11 | 天神山緑地 | 緑地 | 市街化調整区域、市街化区域(西部飛地) | 山地 | 46.4 | 0.00 | 0% | - | - | 52% | 48% | - | ○ | | 自然環境保護区、水とみどり森の駅(山地系緑地) | 廃止 | |
| 12 | 藤川緑地 | 緑地 | 市街化調整区域 | 山地 | 83.8 | 0.00 | 0% | - | - | 5% | 95% | - | ○ | | 自然環境保護区、水とみどり森の駅(山地系緑地) | 廃止 | |
| 13 | 六名緑地 | 緑地 | 市街化調整区域 | 河川 | 13.6 | 0.00 | 0% | - | - | 16% | 84% | - | - | | なし | 継続 | |

2.8 個別の長期未整備都市計画公園への対応に向けた課題

これまでに整理した「長期未整備都市計画公園の対処フロー」に基づき、今後は個別に長期未整備都市計画公園の見直し方針に基づいた都市計画変更など、適切な対応を進めることとなる。

そのため、設定した見直し方針案を市民へ公表し、個別の都市計画公園ごとに実施する説明会などにより、地権者や地域住民を中心とした市民の方からの意見を伺い、ご理解を得た上で、対応を進めていくこととする。

しかし、見直し方針に対する地域住民の意向の他、自然災害による防災対策等のニーズの高まりや、現在策定中の立地適正化計画等に伴う都市計画の見直し、財政的な制約による事業の優先順位の変化など、新たな情勢変化によって、現時点で行った検証の条件が変わっていくことも考えられる。

そのため、新たに生じた状況に応じて、方針の見直しなどを行っていくことが必要である。

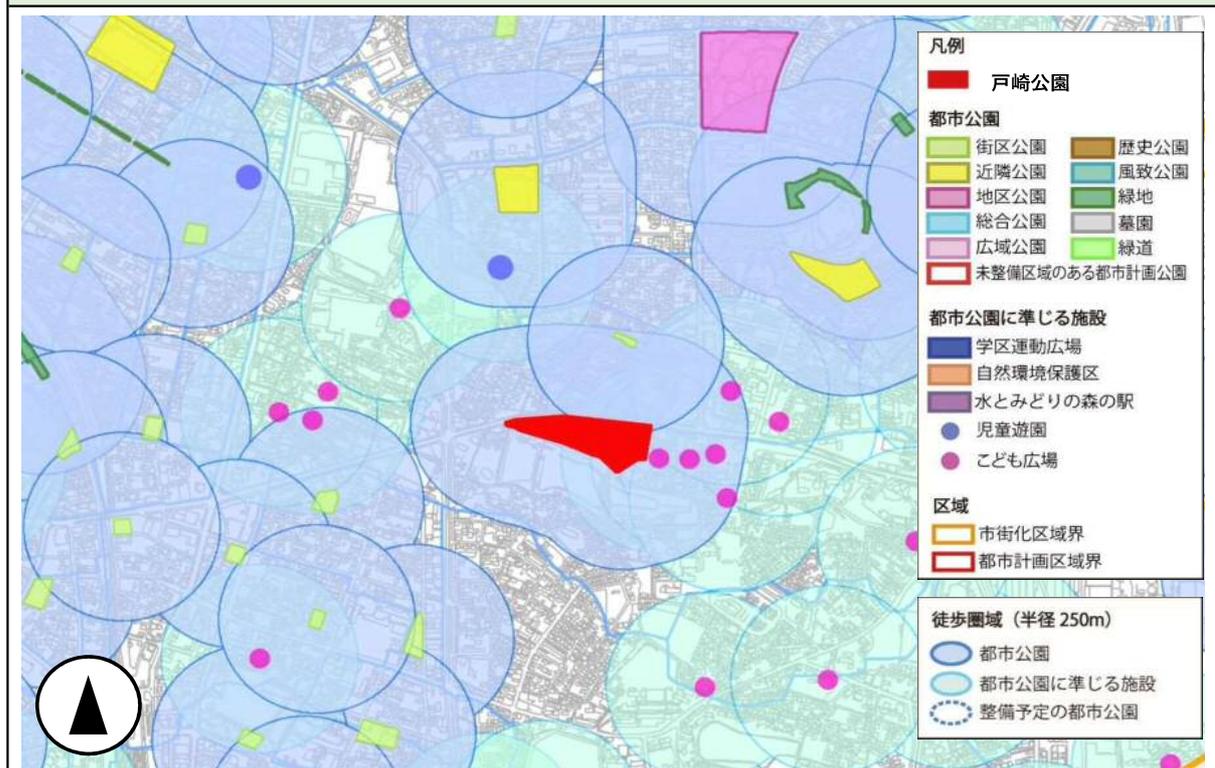
3 公園カルテ

長期未整備都市計画公園の内、市の拠点と位置付けられた都市公園等を除外し、詳細な検証が必要となる以下の13箇所について、所在地の概要、公有地率等を整理した公園カルテを作成する。

| | |
|-----------------|------|
| 1.戸崎公園 | カー 1 |
| 2.矢作公園 | カー 7 |
| 3.仁木河川緑地..... | カー13 |
| 4.日名橋河川緑地..... | カー21 |
| 5.美矢井橋河川緑地..... | カー28 |
| 6.渡橋河川緑地..... | カー35 |
| 7.上地公園 | カー42 |
| 8.中町公園 | カー48 |
| 9.針崎公園 | カー55 |
| 10.稲熊緑地..... | カー61 |
| 11.天神山緑地..... | カー67 |
| 12.藤川緑地..... | カー73 |
| 13.六名緑地..... | カー79 |

| 公園・緑地概要 | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|----------|----------|----------|
| 名称 | 戸崎公園 | | 都市計画決定番号 | | 3.3.10 |
| 所在 | 戸崎町字牛転14-110 | | | 種別 | 近隣公園 |
| 当初都市計画決定日 | S36.3.16 | 当初開設公開日 | H1.3.31 | 最終変更日 | H18.3.31 |
| 計画決定面積 (ha) | 2.7 | 開設面積 (ha) | 2.6 | 開設率 (%) | 96% |
| 未開設部概要 | 農地 | | | 公有地率 (%) | 97% |
| 区域区分 (用途地域) | 市街化区域 (第一種低層住居専用地域) | | | | |
| 法規制等 | 風致地区 | | | | |
| 上位計画での位置づけ | 特になし | | | | |
| 整備計画の有無 | 特になし | | | | |
| 開設状況 | 運動場や遊具、舗装園路やトイレなどの施設が充実している。 | | | | |
| 当初の都市計画決定理由 (都市計画決定図書より引用) | 高速自動車道路、及び岡多線の建設計画に伴い、本市における公園計画を再検討した結果、本案のように一部変更し、追加して、もって公共施設の整備を図ろうとするものである。(昭和36年) | | | | |
| 概要 | 大部分が開設されており、開設部の施設は充実している。未開設部は西部に道路敷がある他、南東部に民有地がある。また、公園台帳の開設面積が現況と比して小さいため、開設面積の数値を変更する必要がある。 | | | | |
| 長期未整備となった主な背景 | ・計画区域内の整備済み公園施設により、計画された機能を満たしている | | | | |

所在地図 (徒歩圏域入り)



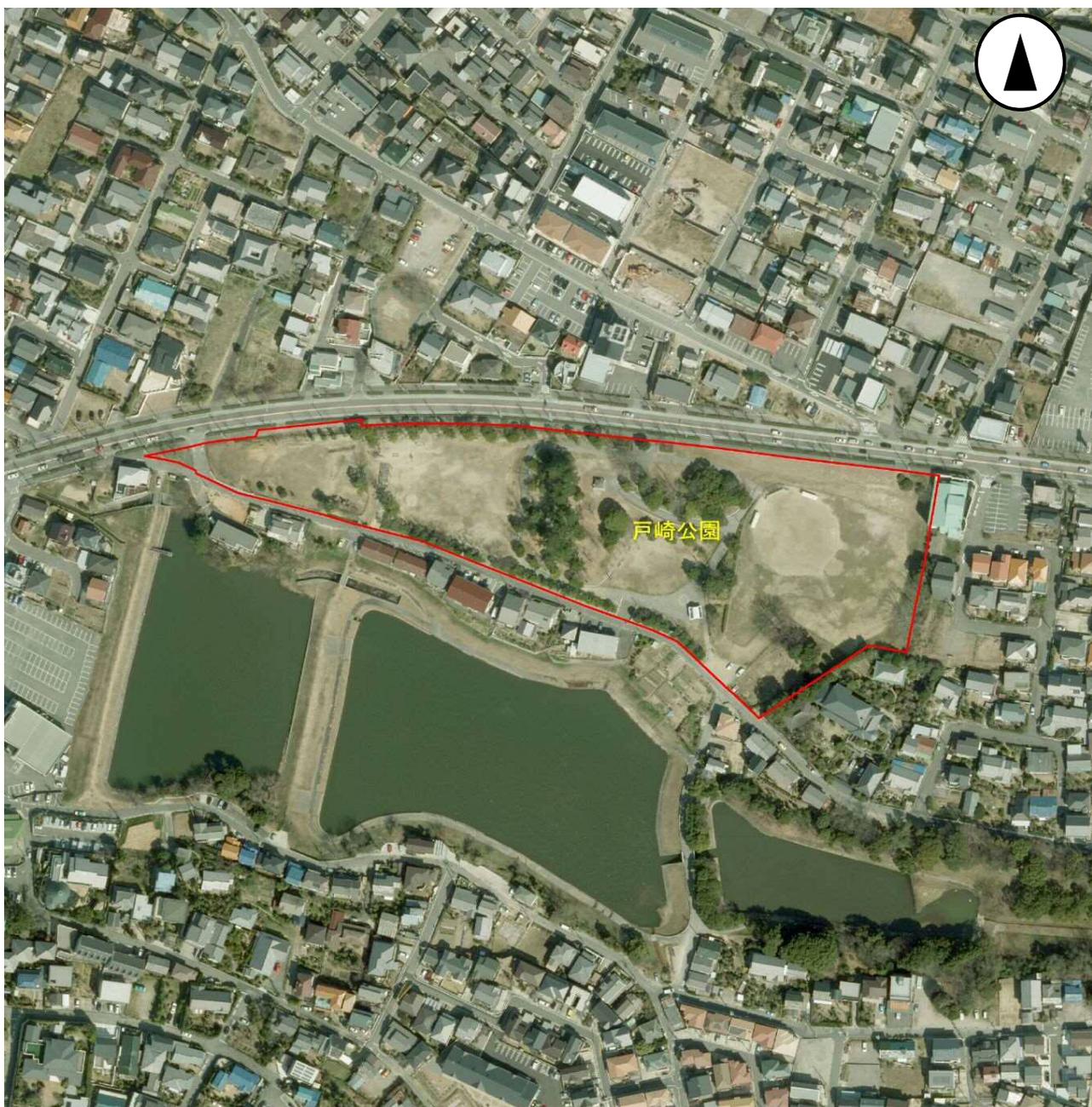
公園現況図

公園名称

戸崎公園

所在

戸崎町字牛転14-110



凡例

都市計画決定区域



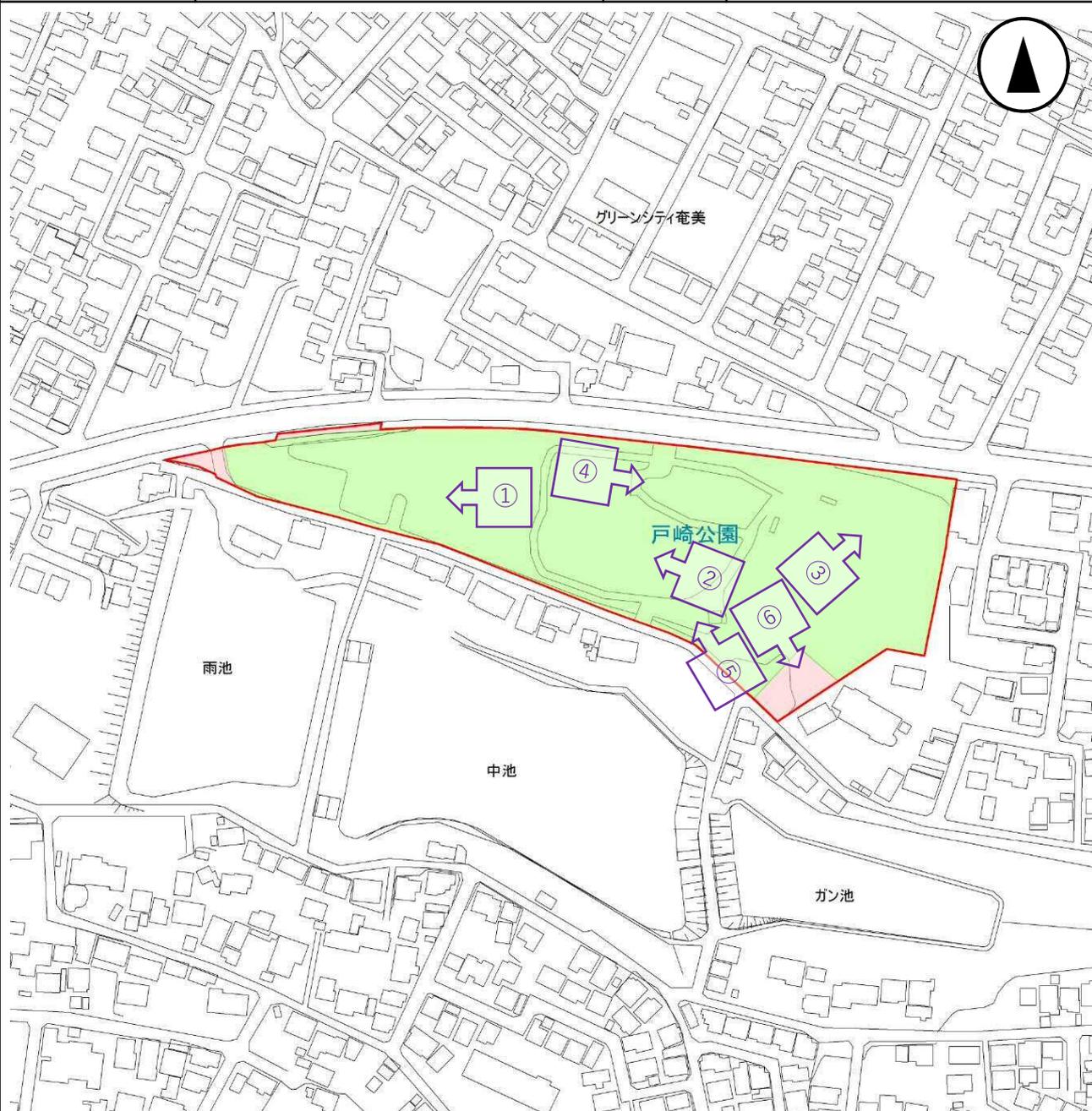
開設状況図

公園名称

戸崎公園

所在

戸崎町字牛転14-110



紫色は現況写真撮影位置

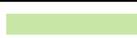
開設率 (%) 96%

凡例

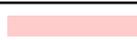
都市計画決定区域



開設区域



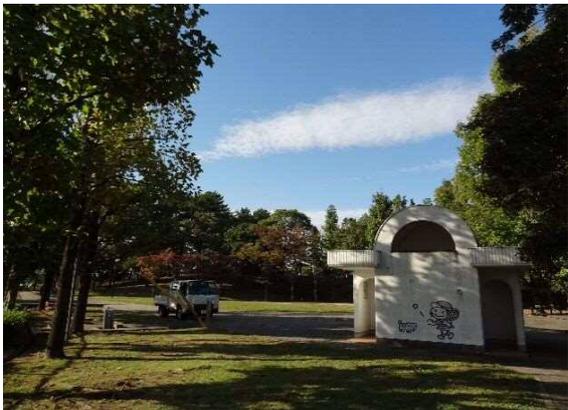
未開設区域



概要

都市計画決定区域内の96%が開設されており、運動場や遊戯施設、舗装園路・広場やトイレなど、施設は充実している。北西は道路整備の影響により飛び地状になっており、また、南東の未開設部は私有地である。

現況写真

| 公園名称 | | 戸崎公園 | | 所在 | | 戸崎町字牛転14-110 | |
|---|----|-------|--|--|----|--------------|--|
| 1 | 備考 | 西部広場 | | 2 | 備考 | 中央部広場及び植栽 | |
|  | | | |  | | | |
| 3 | 備考 | 東部運動場 | | 4 | 備考 | 東屋及び舗装園路 | |
|  | | | |  | | | |
| 5 | 備考 | トイレ | | 6 | 備考 | 未開設部 | |
|  | | | |  | | | |

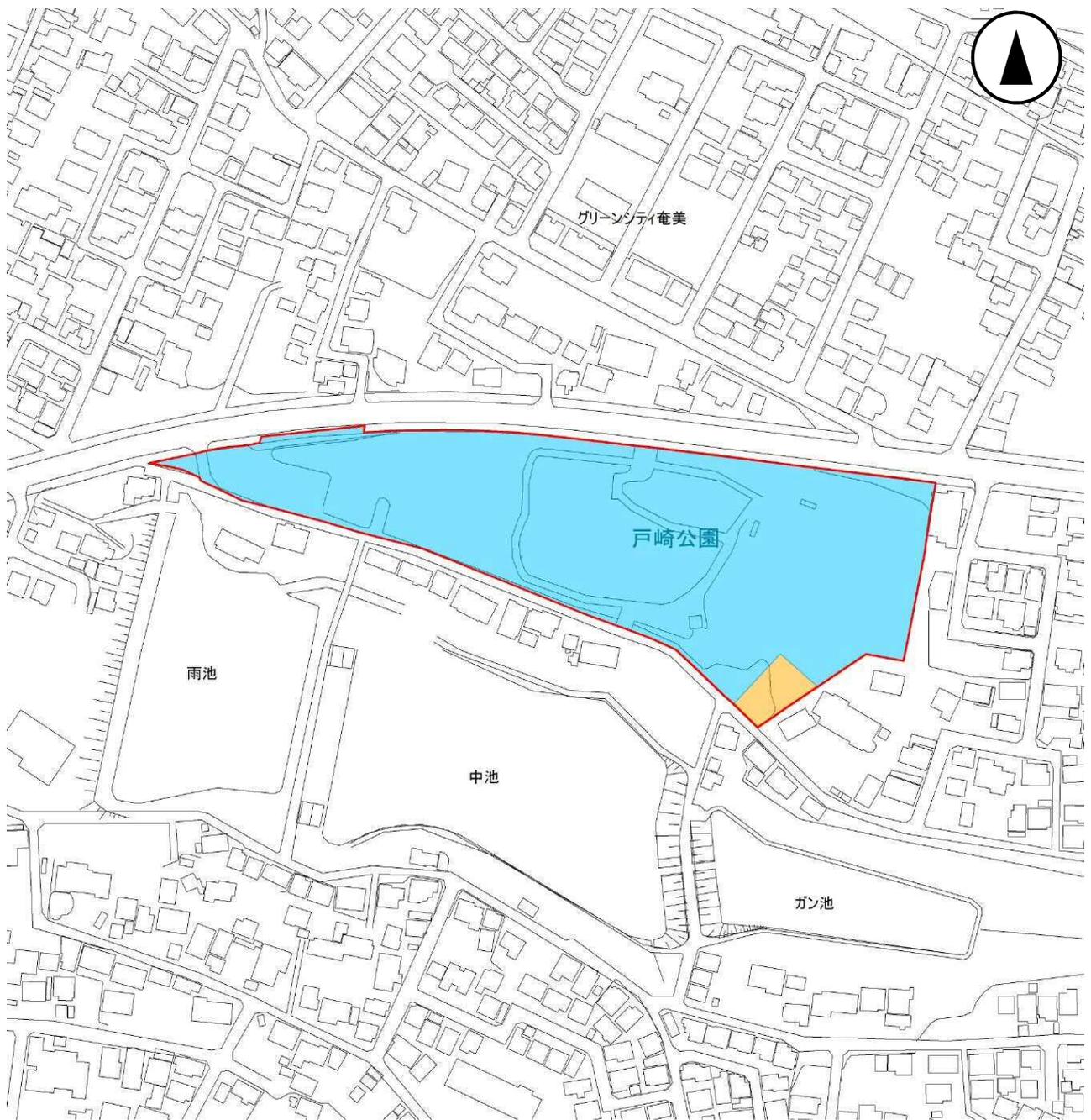
用地取得状況図

公園名称

戸崎公園

所在

戸崎町字牛転14-110



公有地率 (%)

97%

凡例

都市計画決定区域



公有地



私有地



用地取得状況

都市計画決定区域内は概ね公有地であり、私有地となっているのは未開設部の一部である。

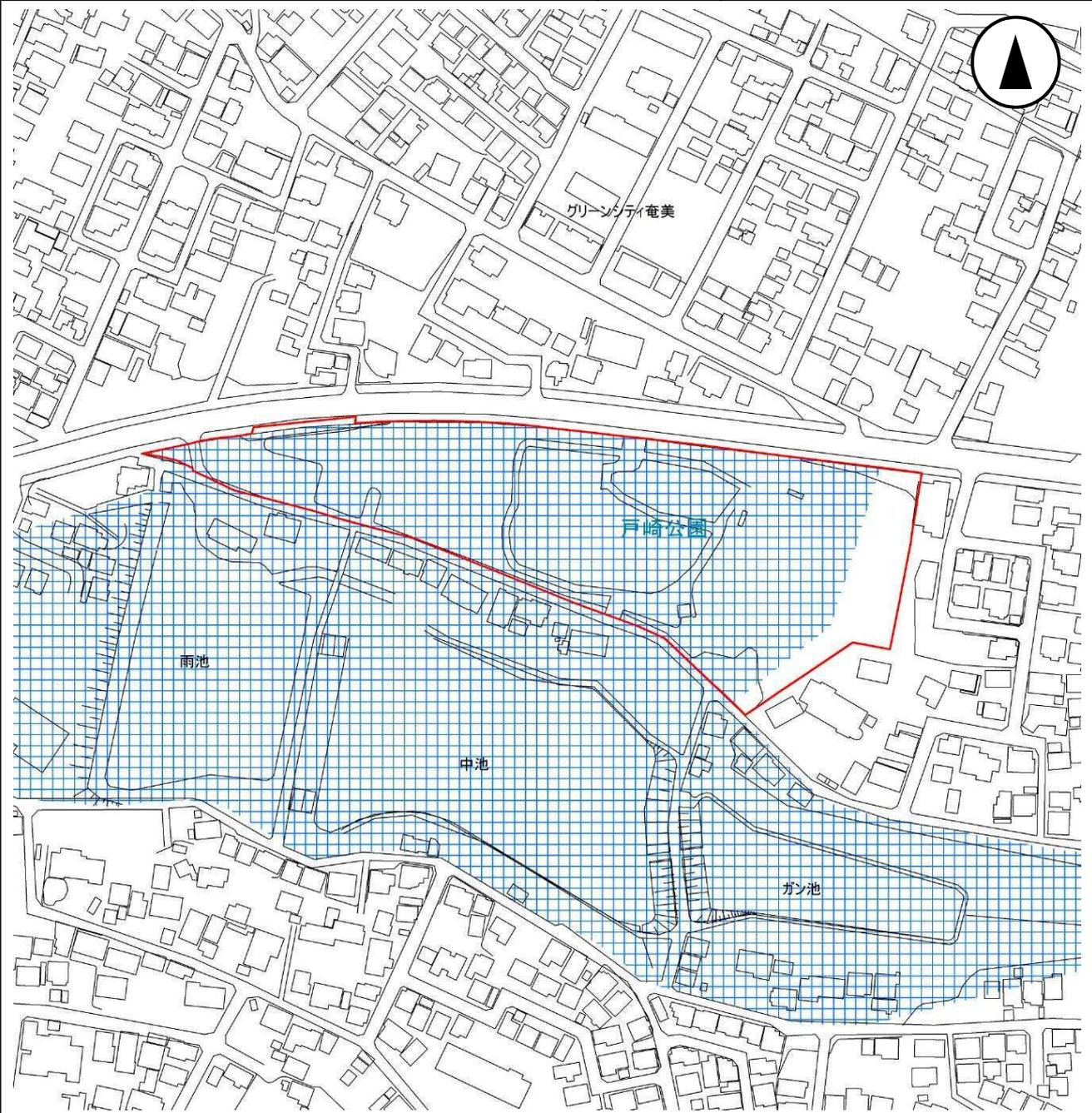
法規制状況図

公園名称

戸崎公園

所在

戸崎町字牛転14-110



凡例

都市計画決定区域



風致地区



保安林



国有林

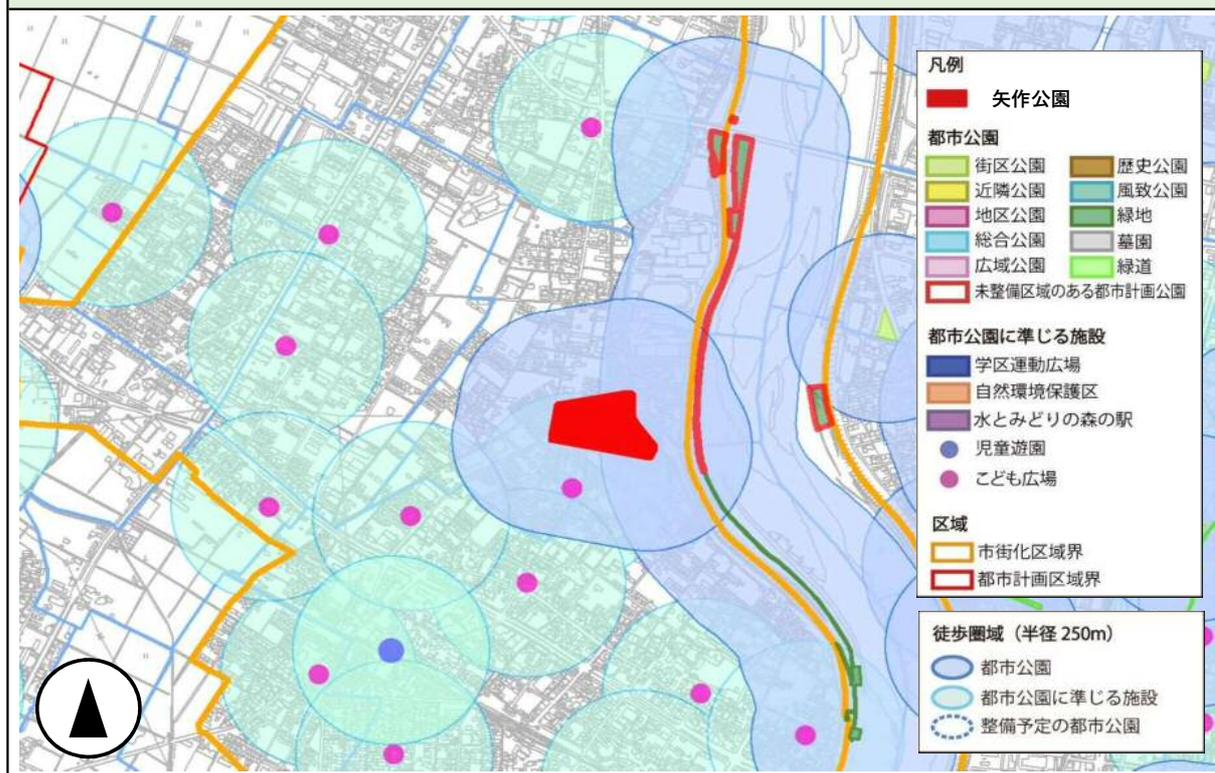


地域森林計画対象民有林



| 公園・緑地概要 | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|----------|----------|---------|
| 名称 | 矢作公園 | | 都市計画決定番号 | 4.3.1 | |
| 所在 | 中園町字大縄 1 | | | 種別 | 地区公園 |
| 当初都市計画決定日 | S36.3.16 | 当初開設公開日 | H2.3.31 | 最終変更日 | H7.3.31 |
| 計画決定面積 (ha) | 3.7 | 開設面積 (ha) | 3.5 | 開設率 (%) | 95% |
| 未開設部概要 | 道路敷・用水敷 | | | 公有地率 (%) | 100% |
| 区域区分 (用途地域) | 市街化区域 (第一種住居地域) | | | | |
| 法規制等 | 特になし | | | | |
| 上位計画での位置づけ | 特になし | | | | |
| 整備計画の有無 | 特になし | | | | |
| 開設状況 | 開設部の施設は充実している。また、未開設部は道路敷の他、用水敷には水門がある。 | | | | |
| 当初の都市計画決定理由 (都市計画決定図書より引用) | 高速自動車道路、及び岡多線の建設計画に伴い、本市における公園計画を再検討した結果、本案のように一部変更し、追加して、もって公共施設の整備を図ろうとするものである。(昭和36年) | | | | |
| 概要 | 大部分が開設されており、公園の施設が充実している。また、公園台帳の開設面積が現況と比して小さいため、開設面積の数値を変更する必要がある。 | | | | |
| 長期未整備となった主な背景 | ・計画区域内の整備済み公園施設により、計画された機能を満たしている | | | | |

所在地図 (徒歩圏域入り)



公園現況図

公園名称

矢作公園

所在

中園町字大繩 1



凡例

都市計画決定区域



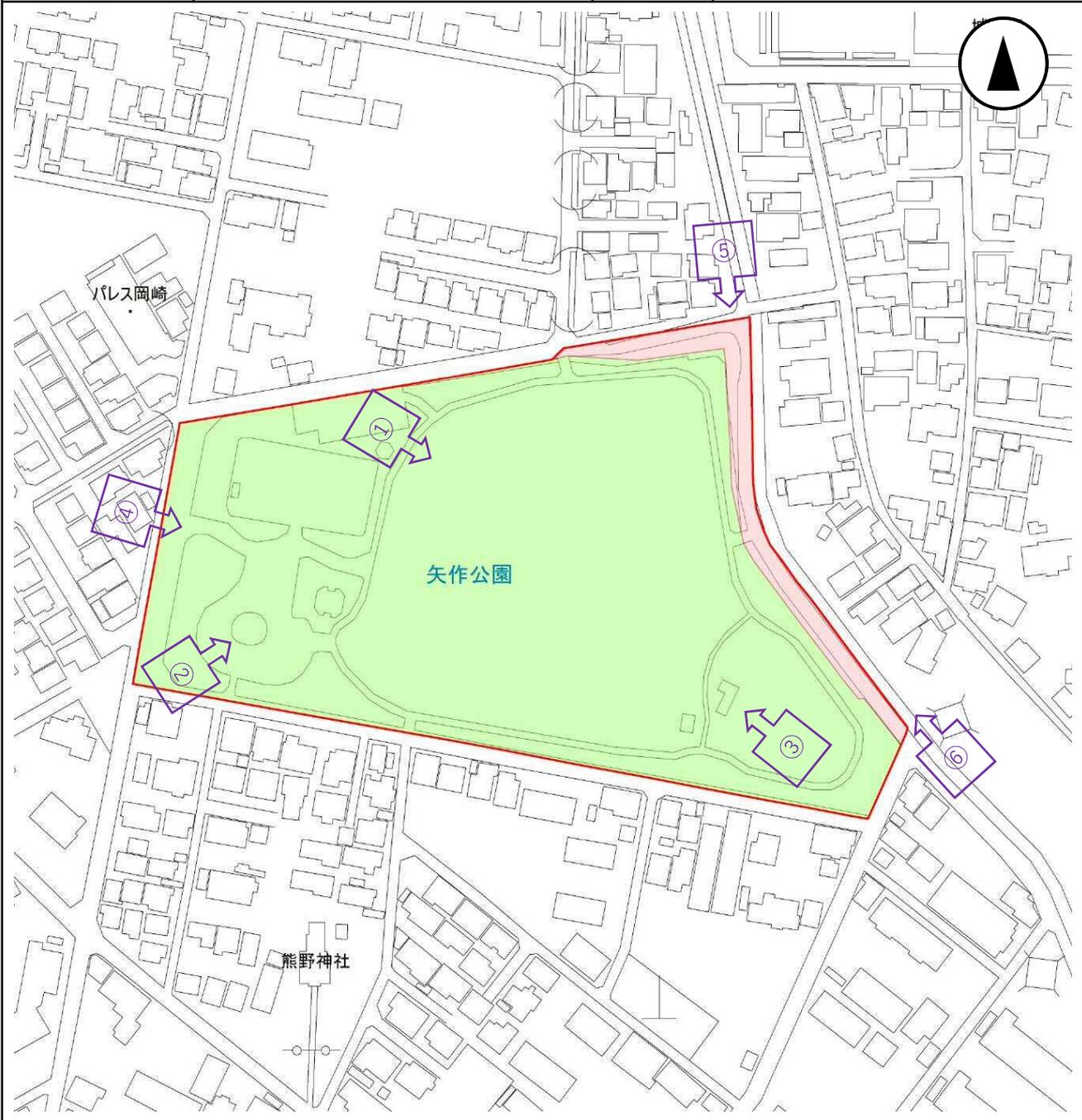
開設状況図

公園名称

矢作公園

所在

中園町字大縄 1



紫色は現況写真撮影位置

開設率 (%) 95%

凡例

| | |
|----------|--|
| 都市計画決定区域 | |
| 開設区域 | |
| 未開設区域 | |

概要

都市計画決定区域内は概ね開設されており、未開設部は道路敷及び水路敷である。
開設部では、運動場、遊具、休憩施設、トイレ等が整備されている。

現況写真

| 公園名称 | | 矢作公園 | | 所在 | | 中園町字大繩 1 | |
|---|----|---------------|--|--|----|-----------|--|
| 1 | 備考 | 運動場 | | 2 | 備考 | 複合遊具 | |
|  | | | |  | | | |
| 3 | 備考 | 東屋 | | 4 | 備考 | 時計塔及び舗装広場 | |
|  | | | |  | | | |
| 5 | 備考 | 未開設部（用水敷及び水門） | | 6 | 備考 | 未開設部（道路） | |
|  | | | |  | | | |

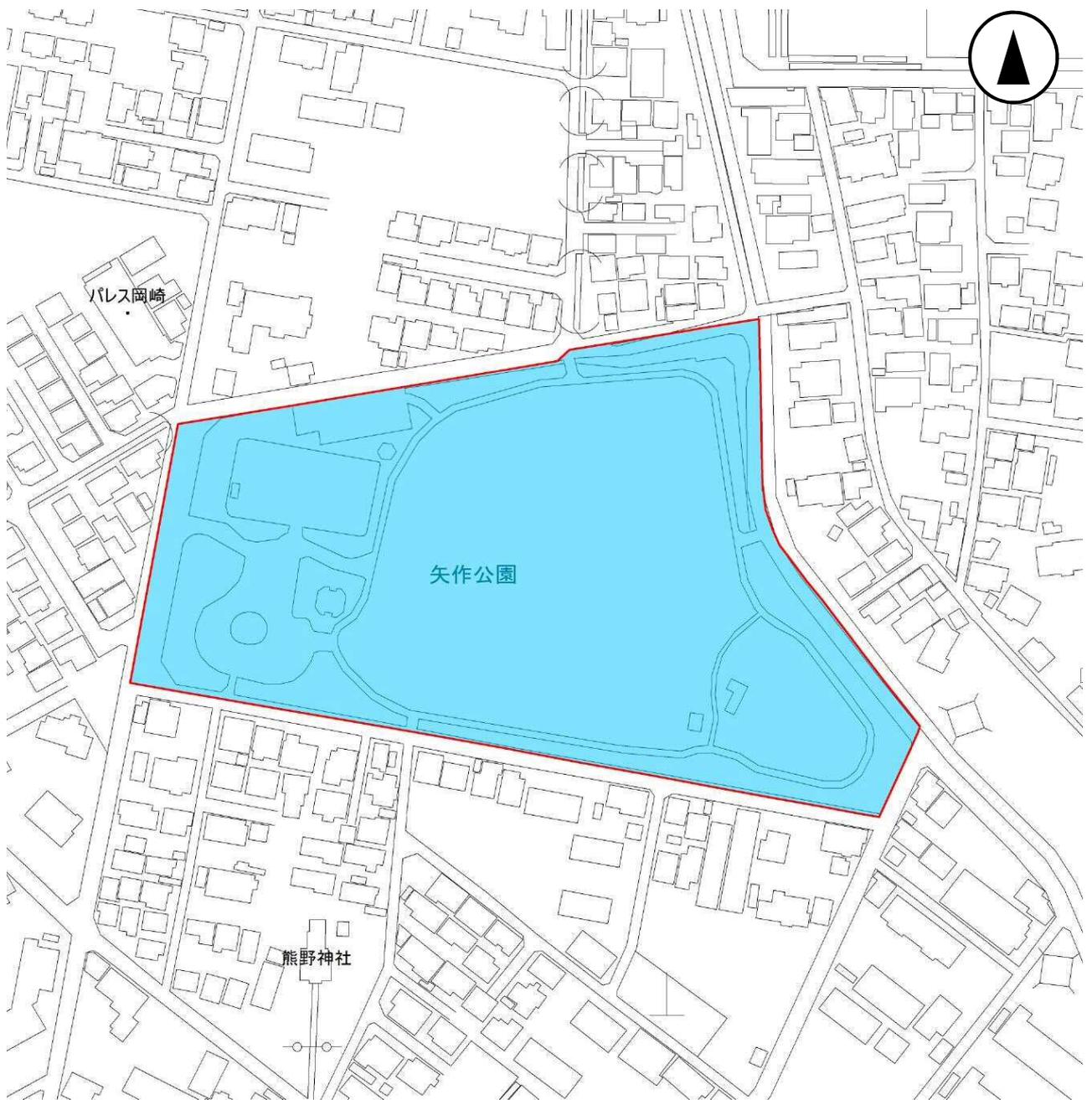
用地取得状況図

公園名称

矢作公園

所在

中園町字大縄1



公有地率 (%)

100%

用地取得状況

都市計画決定区域内は全て公有地である。

凡例

都市計画決定区域



公有地



私有地



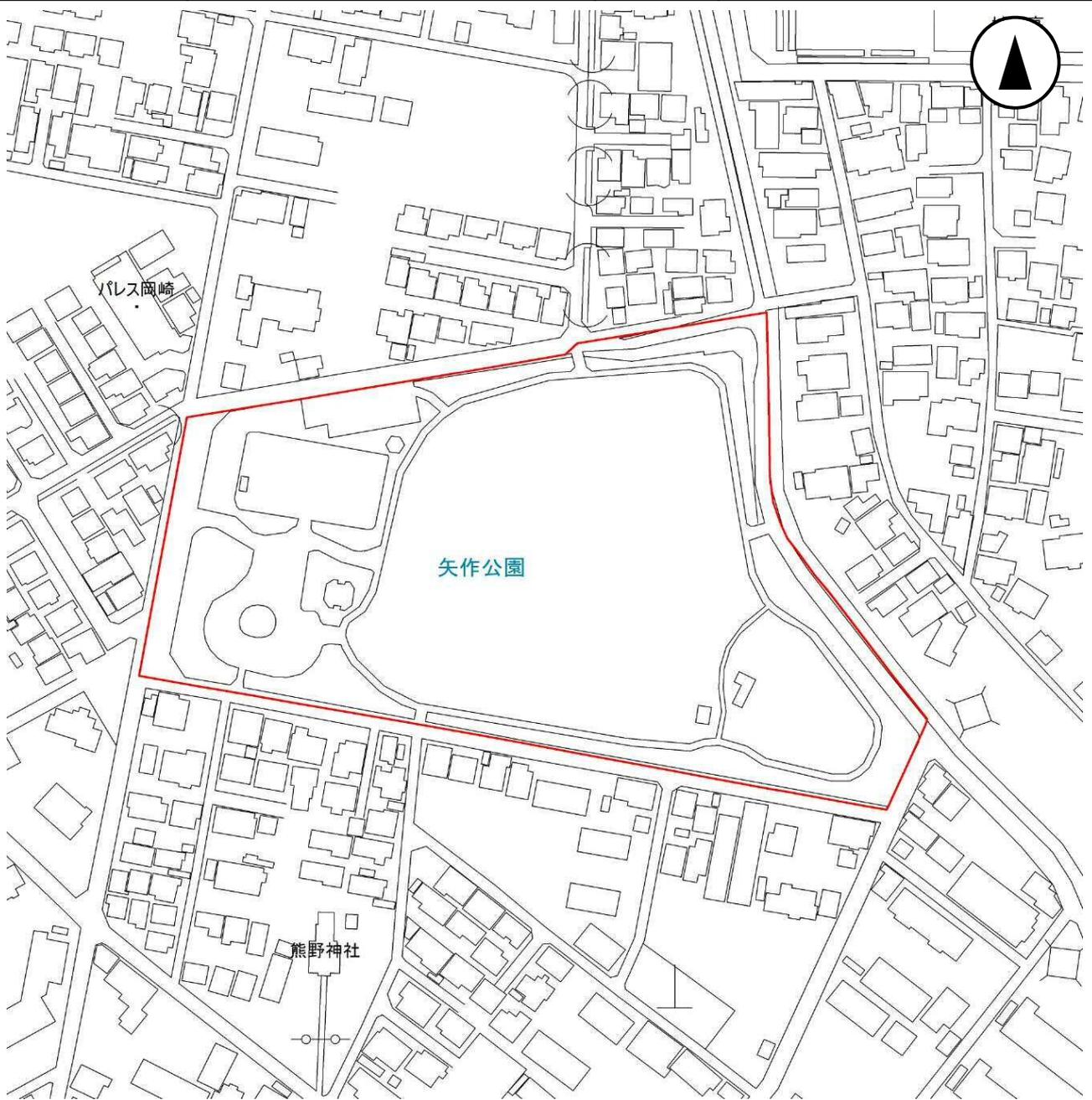
法規制状況図

公園名称

矢作公園

所在

中園町字大縄1



凡例

都市計画決定区域



風致地区



保安林



国有林

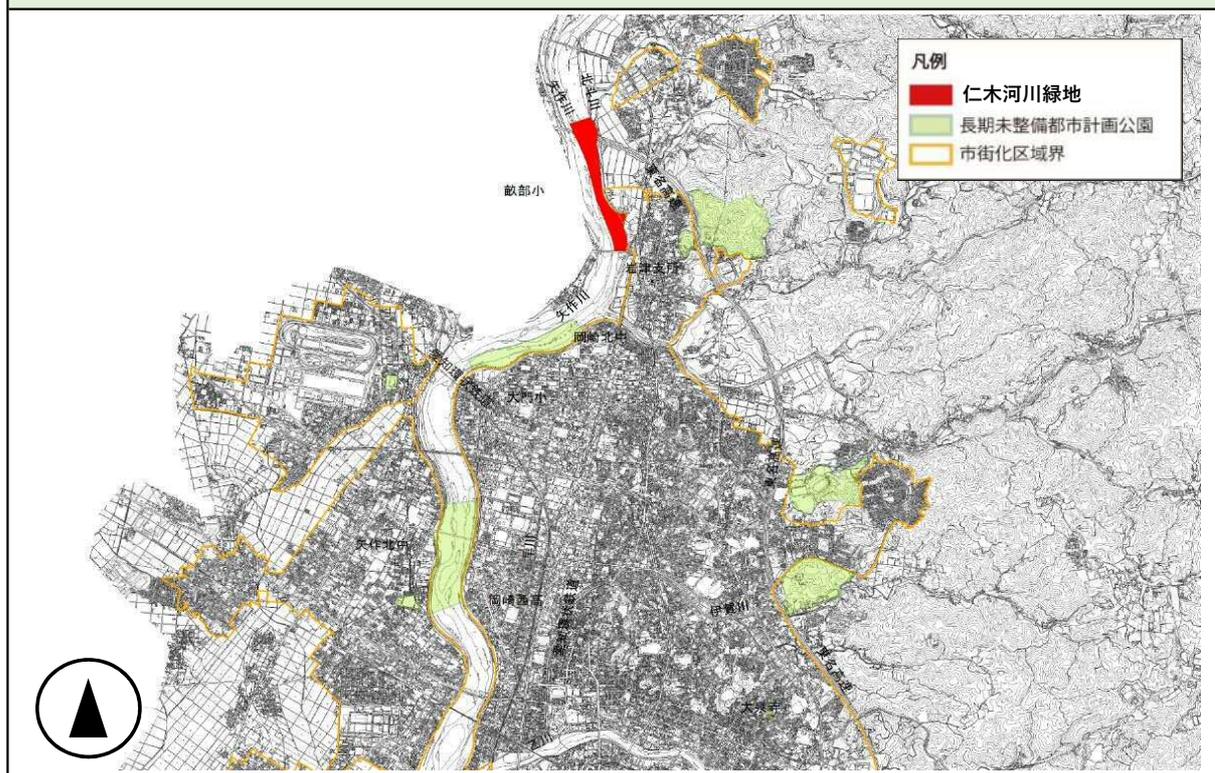


地域森林計画対象民有林



| 公園・緑地概要 | | | | | |
|-------------------------------|---|-----------|----------|----------|-------|
| 名称 | 仁木河川緑地 | | 都市計画決定番号 | 18 | |
| 所在 | 仁木町ほか | | | 種別 | 都市緑地 |
| 当初都市計画決定日 | S62.2.20 | 当初開設公開日 | - | 最終変更日 | - |
| 計画決定面積 (ha) | 25.6 | 開設面積 (ha) | 0 | 開設率 (%) | 0% |
| 未開設部概要 | 河川 | | | 公有地率 (%) | 98.9% |
| 区域区分 (用途地域) | 市街化調整区域 | | | | |
| 法規制等 | 河川区域 | | | | |
| 上位計画での位置づけ | 特になし | | | | |
| 整備計画の有無 | 特になし | | | | |
| 開設状況 | 全面未開設 | | | | |
| 当初の都市計画決定理由 (都市計画決定図書より引用) | 本緑地は、市街地の西を流れる一級河川矢作川の景観にすぐれた場所を、5地区に分け、本案のように都市計画決定し、都市環境の向上と健康な野外レクリエーションの場として市民に親しまれる緑地に供するものである。(昭和62年) | | | | |
| 概要 | 河川緑地としては全面未開設だが、スポーツ振興課管理のソフトボール場がある。 ほぼ全域が公有地であり、私権の制限は少ない。 | | | | |
| 長期未整備となった主な背景 | ・他法令(河川法)の規制を受け、調整が必要 | | | | |

所在地図 (長期未整備都市計画公園位置図より)



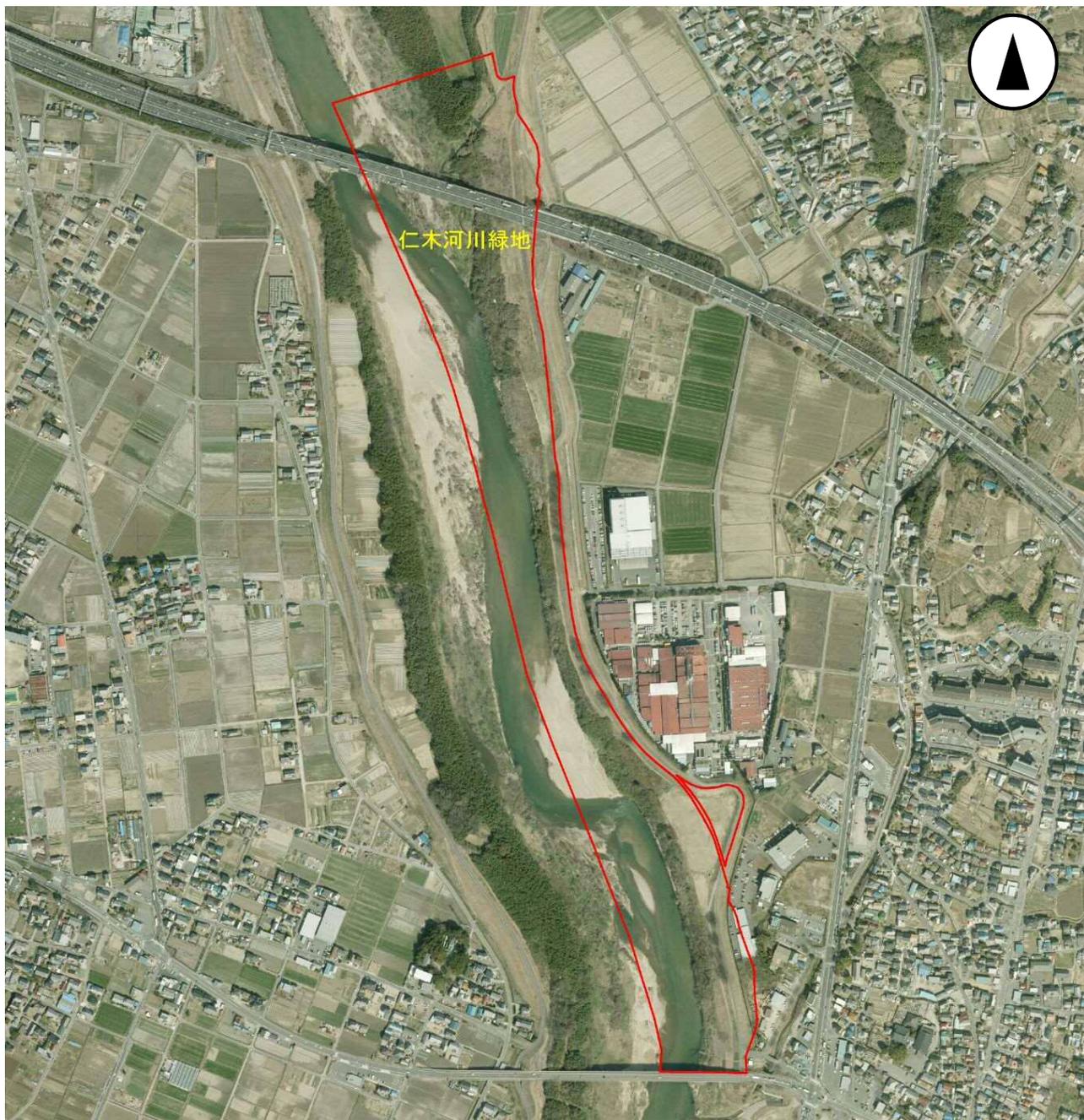
公園現況図

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



凡例

都市計画決定区域



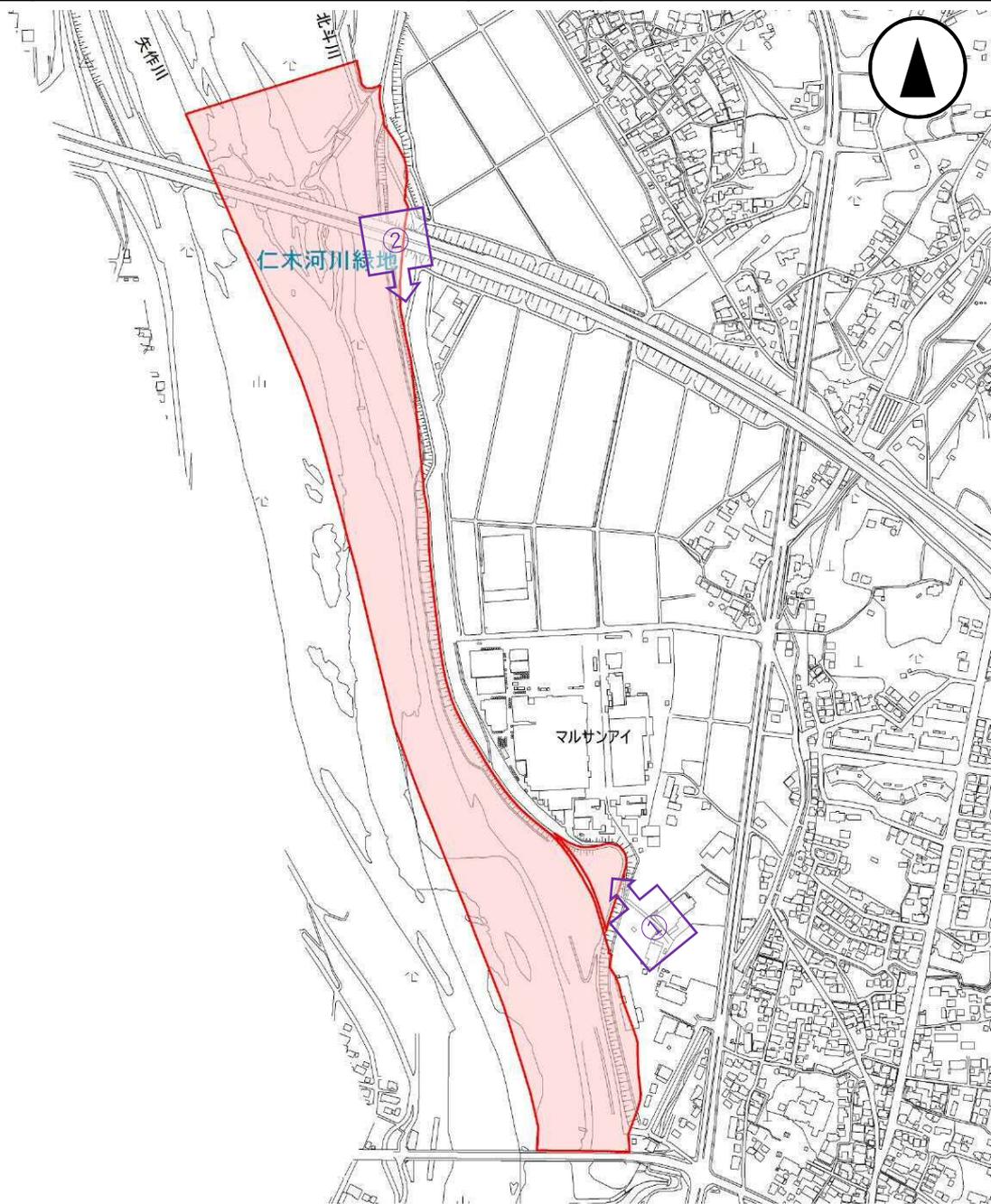
開設状況図

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



紫色は現況写真撮影位置

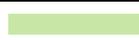
開設率 (%) 0%

凡例

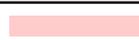
都市計画決定区域



開設区域



未開設区域



概要

都市計画決定区域内の一部が、市のスポーツ振興課が管理するソフトボール場となっている。ただし、河川緑地としては全面未開設である。

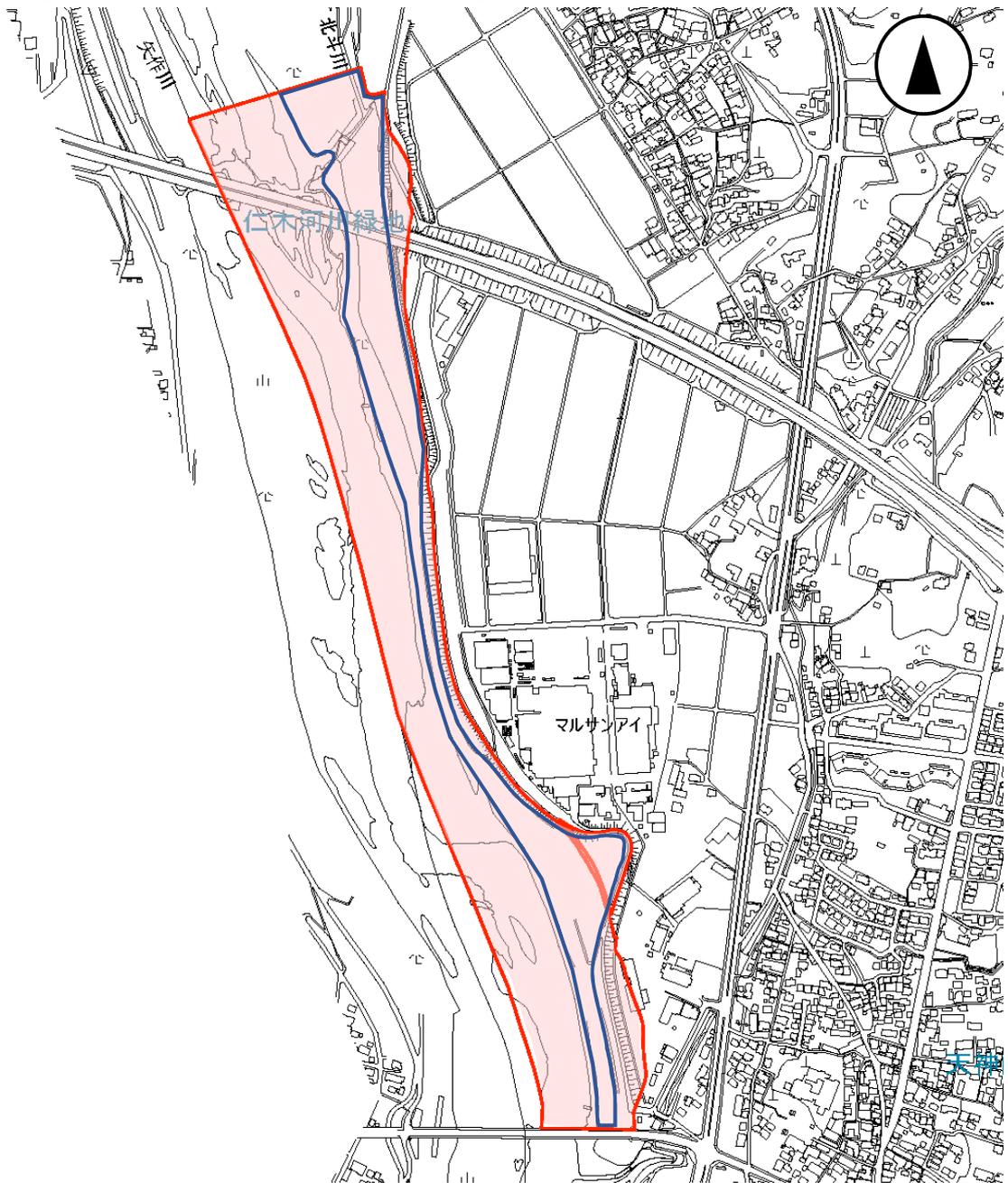
開設状況図（水面・のり面を除く）

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



開設率

0%

(水面・のり面を除く) (%)

凡例

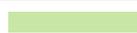
都市計画決定区域



水面、のり面を除く区域



開設区域



未開設区域



現況写真

| 公園名称 | | 仁木河川緑地 | 所在 | | 仁木町ほか |
|---|----|---------------|--|----|-----------|
| 1 | 備考 | 未開設部（ソフトボール場） | 2 | 備考 | 未開設部（河畔林） |
|  | | |  | | |
| 3 | 備考 | | 4 | 備考 | |
| | | | | | |
| 5 | 備考 | | 6 | 備考 | |
| | | | | | |

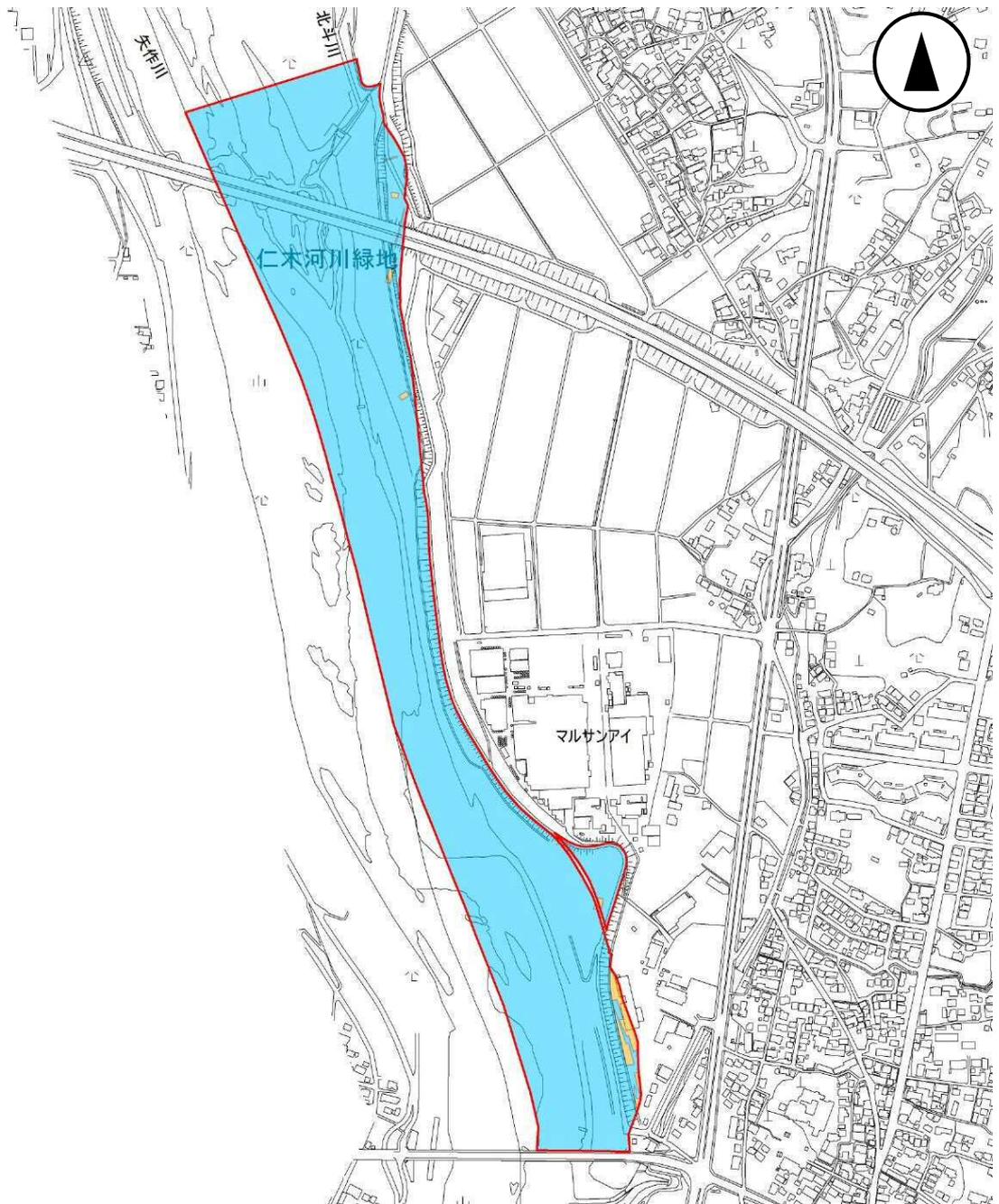
用地取得状況図

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



公有地率 (%)

98.9%

凡例

都市計画決定区域



公有地



民有地



用地取得状況

都市計画決定区域内は概ね河川等の公有地である。
一部、都市計画決定区域と堤防の線形が異なり、堤内地を区域内に含む箇所などが民有地となっているが、河川区域内においては、河川法の規制により建築行為はできない。

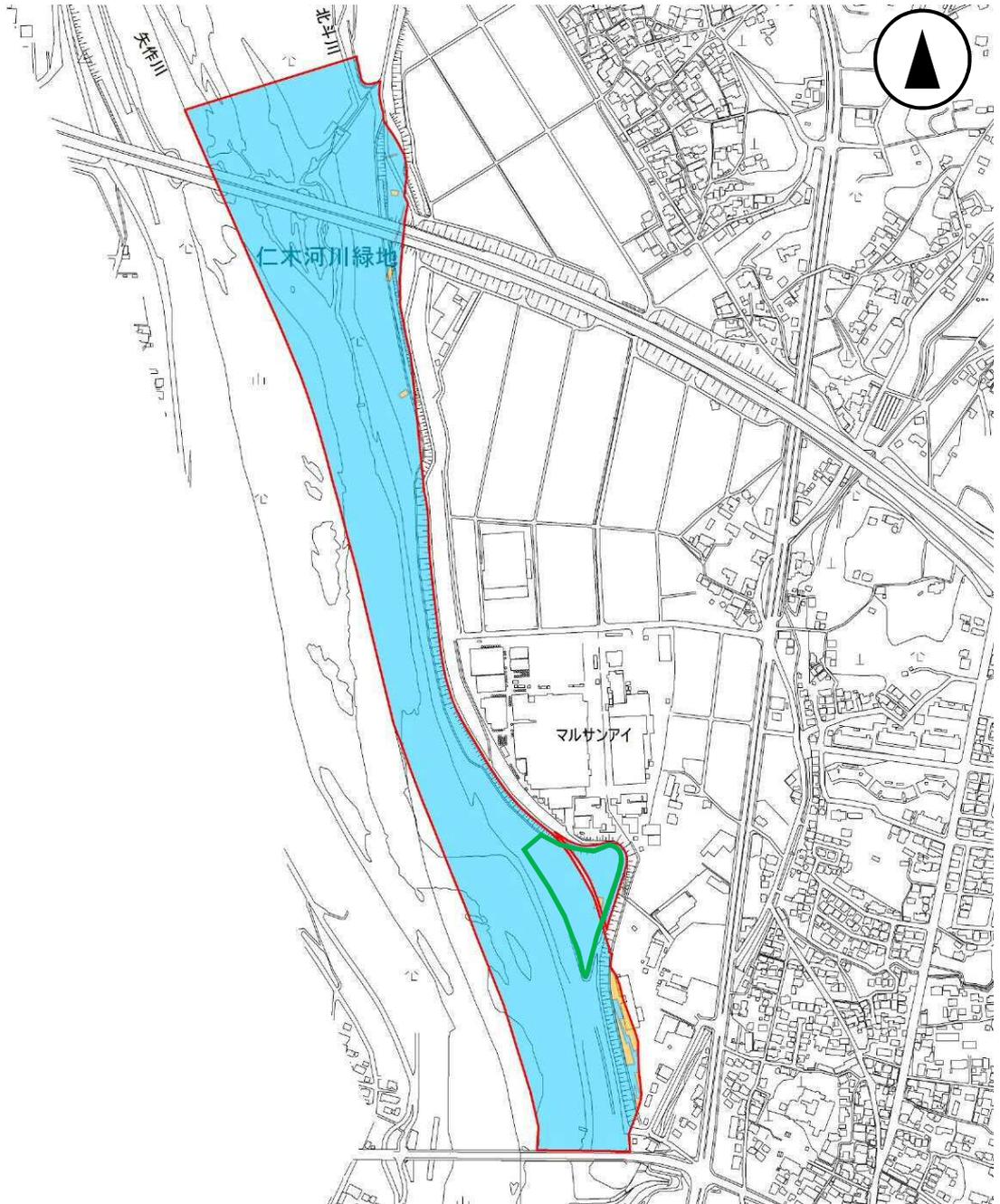
公共施設整備状況図

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



公共施設率 (%)

4%

凡例

都市計画決定区域



整備済み公共施設



公有地



民有地



用地取得状況

都市計画決定区域の内、4%が天神橋運動広場（ソフトボール場）として整備済みである。

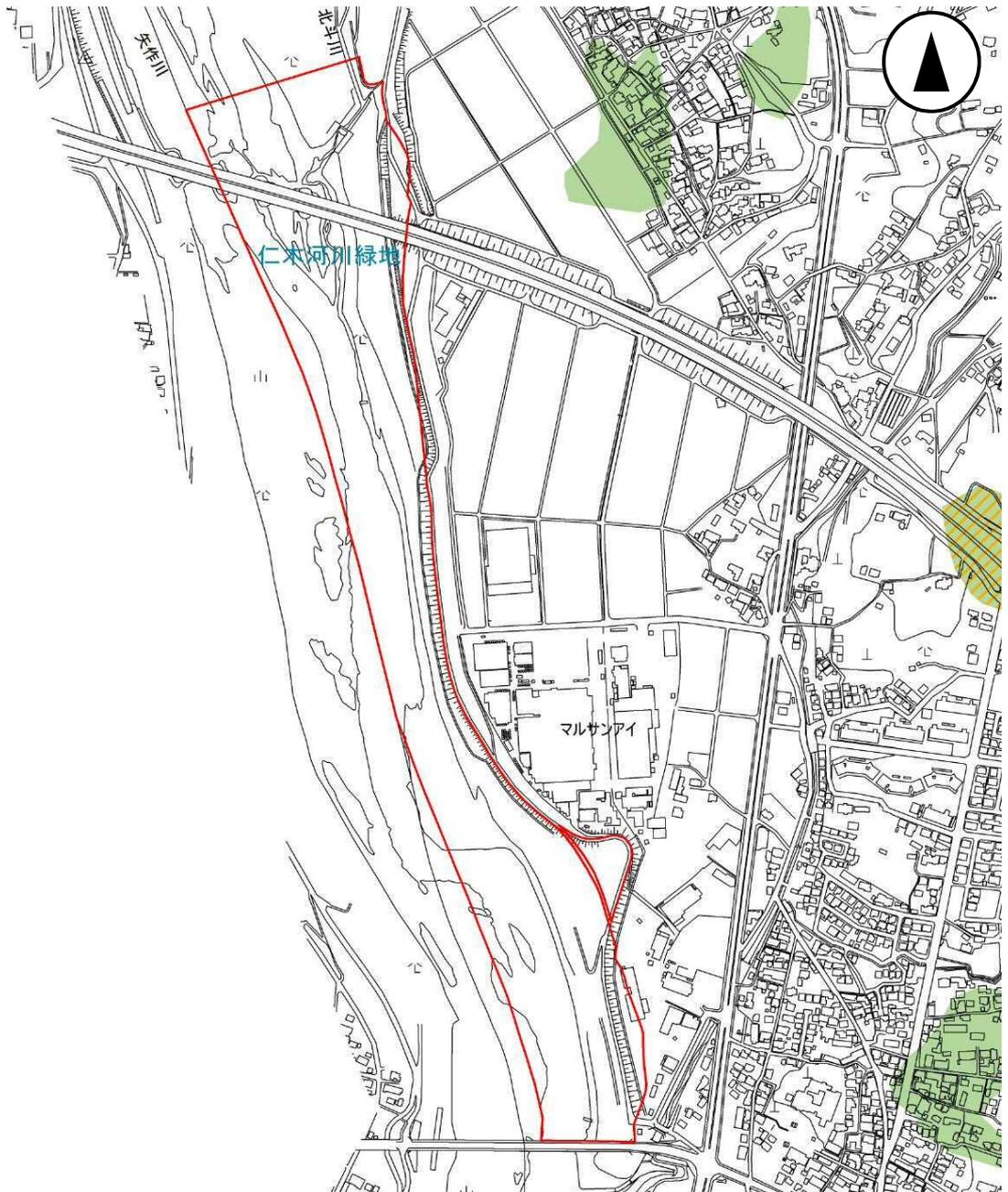
法規制状況図

公園名称

仁木河川緑地

所在

仁木町ほか



凡例

都市計画決定区域



風致地区



保安林



国有林

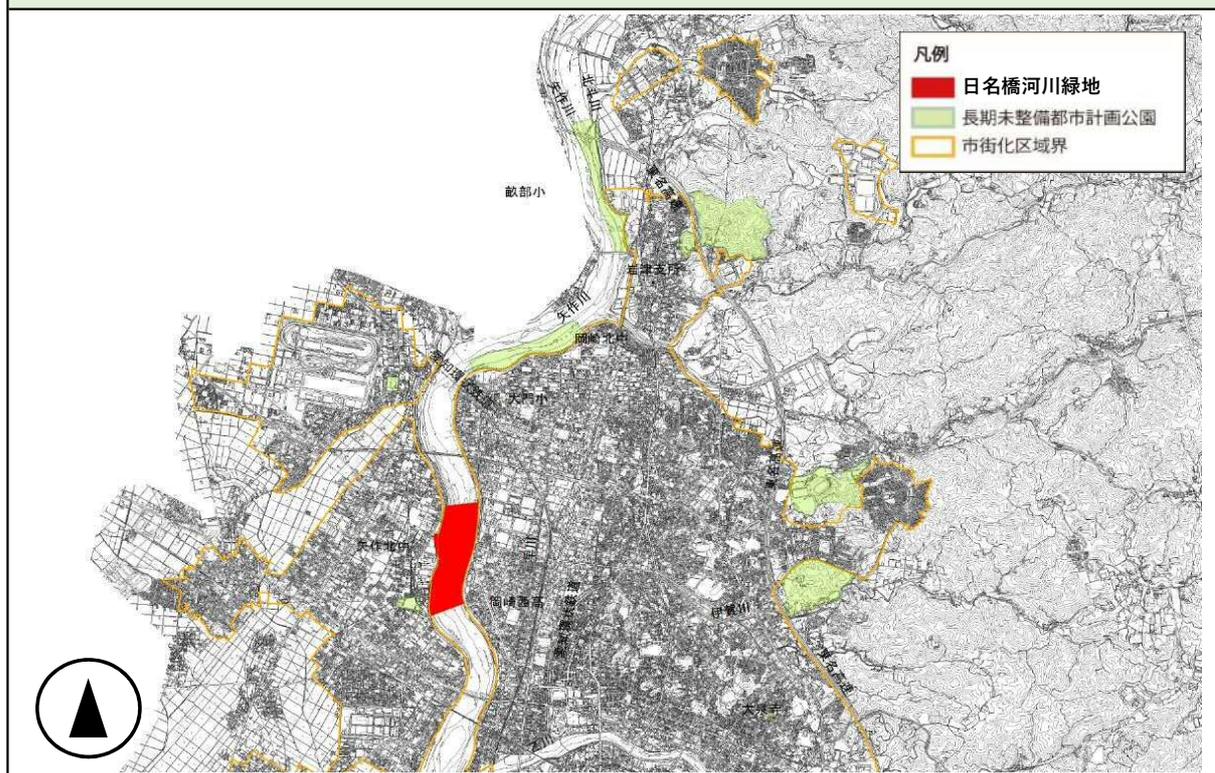


地域森林計画対象民有林



| 公園・緑地概要 | | | | | |
|-------------------------------|---|-----------|----------|----------|---------|
| 名称 | 日名橋河川緑地 | | 都市計画決定番号 | 16 | |
| 所在 | 舳越町字稻荷1-7 | | | 種別 | 都市緑地 |
| 当初都市計画決定日 | S62.2.20 | 当初開設公開日 | S63.5.21 | 最終変更日 | H23.4.1 |
| 計画決定面積 (ha) | 42.1 | 開設面積 (ha) | 2.14 | 開設率 (%) | 5% |
| 未開設部概要 | 河川 | | | 公有地率 (%) | 99.9% |
| 区域区分 (用途地域) | 市街化調整区域 | | | | |
| 法規制等 | 河川区域 | | | | |
| 上位計画での位置づけ | 特になし | | | | |
| 整備計画の有無 | 特になし | | | | |
| 開設状況 | 高水敷に運動場や駐車場、散策路があり、天端部は日名橋河川公園として複合遊具や東屋などが整備されている。 | | | | |
| 当初の都市計画決定理由 (都市計画決定図書より引用) | 本緑地は、市街地の西を流れる一級河川矢作川の景観にすぐれた場所を、5地区に分け、本案のように都市計画決定し、都市環境の向上と健康な野外レクリエーションの場として市民に親しまれる緑地に供するものである。(昭和62年) | | | | |
| 概要 | 高水敷及び天端部が部分的に開設されている。 リフレッシュ道路整備により、天端道路の線形に変更があったため、現状の都市計画決定区域と道路線形に相違がある。 ほぼ全域が公有地であり、私権の制限は少ない。 | | | | |
| 長期未整備となった主な背景 | ・他法令(河川法)の規制を受け、調整が必要 | | | | |

所在地図 (長期未整備都市計画公園位置図より)



公園現況図

公園名称

日名橋河川緑地

所在

舳越町字稻荷1-7



凡例

都市計画決定区域



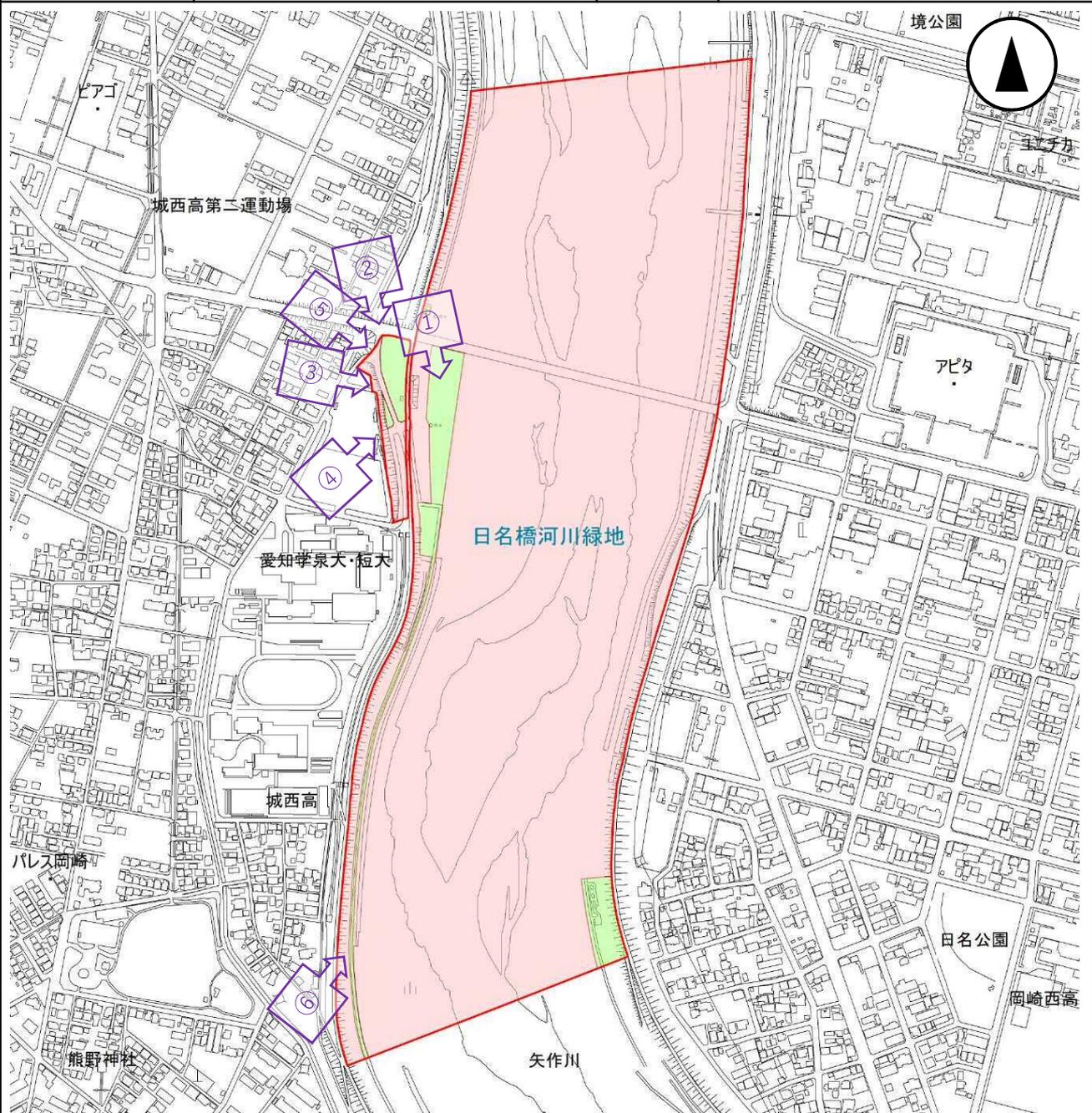
開設状況図

公園名称

日名橋河川緑地

所在

舳越町字稲荷1-7



紫色は現況写真撮影位置

| | |
|---------|----|
| 開設率 (%) | 5% |
|---------|----|

凡例

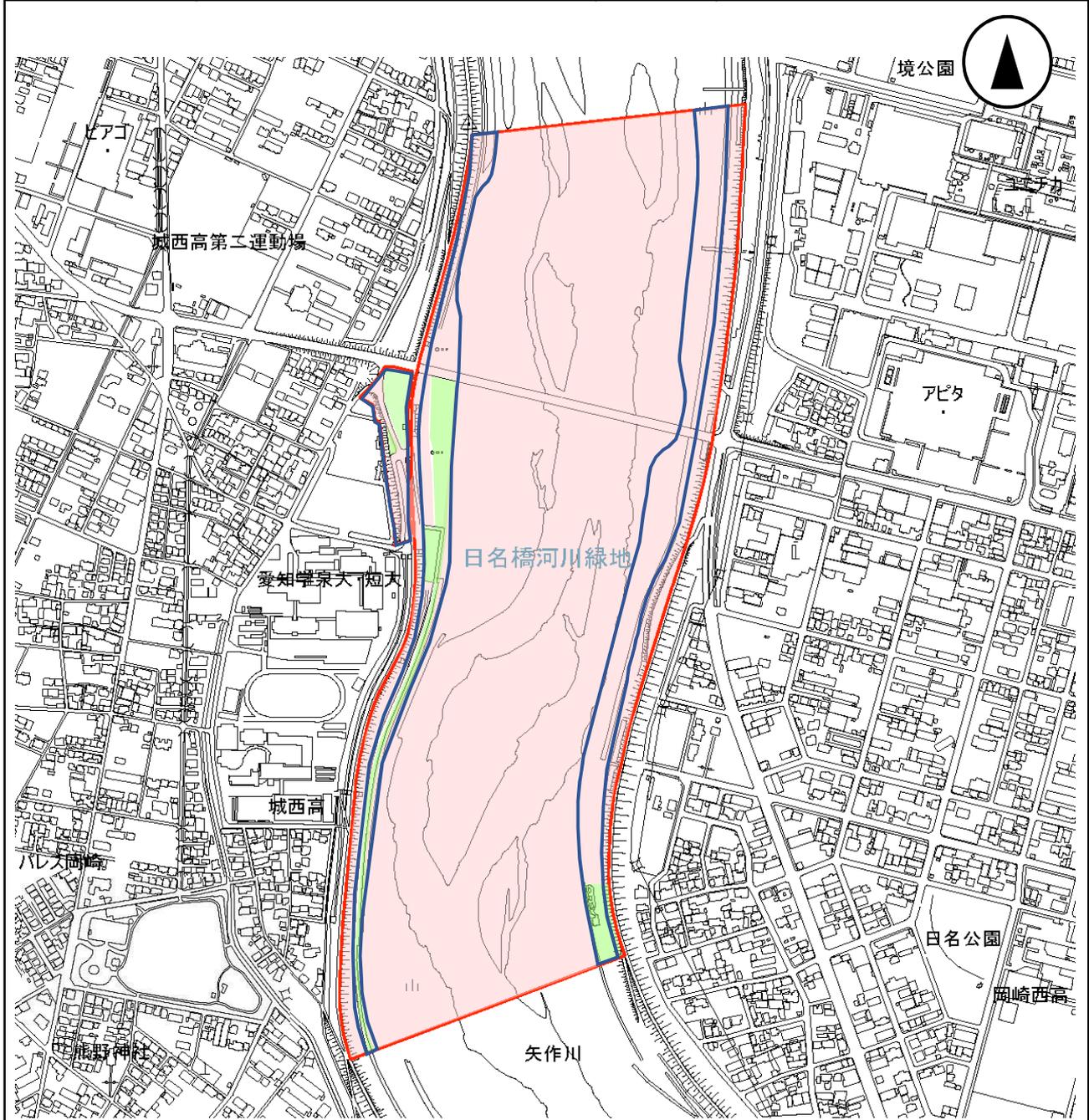
| | |
|----------|--|
| 都市計画決定区域 | |
| 開設区域 | |
| 未開設区域 | |

概要

都市計画決定区域内の大部分が河川水面であるため開設率は低いですが、区域内の高水敷には運動場や駐車場、散策路が、天端部には東屋やトイレ、複合遊具などが整備され緑地として部分的に開設されている。

開設状況図（水面・のり面を除く）

| | | | |
|------|---------|----|-----------|
| 公園名称 | 日名橋河川緑地 | 所在 | 舳越町字稻荷1-7 |
|------|---------|----|-----------|



| | |
|------------------------|-----|
| 開設率 (水面・のり面を除く) (%) | 28% |
|------------------------|-----|

| | |
|-------------|--|
| 凡例 | |
| 都市計画決定区域 | |
| 水面、のり面を除く区域 | |
| 開設区域 | |
| 未開設区域 | |

現況写真

| 公園名称 | | 日名橋河川緑地 | 所在 | | 舩越町字稻荷1-7 |
|---|----|---------|--|----|-----------|
| 1 | 備考 | 運動場 | 2 | 備考 | 日名橋河川公園 |
|  | | |  | | |
| 3 | 備考 | 複合遊具 | 4 | 備考 | 東屋 |
|  | | |  | | |
| 5 | 備考 | トイレ | 6 | 備考 | 未開設部（河畔林） |
|  | | |  | | |